

診療点数早見表

2019年4月増補版

(2019年4月20日第1版第1刷)

追 補



医学通信社

診療点数早見表 2019年4月増補版

(2019年4月20日第1版第1刷)

追 補

2019年9月24日 医学通信社

事	疑義解釈資料の送付 (その13, その14) (4/3, 4/17 保険局医療課事務連絡).....	p.1
通	医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱い (保医発0422-1)	p.2
告通事	療担規則等に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等/ 使用薬剤の薬価 (薬価基準) 等の一部改正, 「使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部改正等について」の一部訂正 (4/26 告示242, 5/21 告示7, 保医発0426-3, 保医発0521-4, 5/31 保険局医療課事務連絡)	p.3
通	「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について (保医発0426-1)	p.3
告	元号の表記の整理のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示 (5/7 告示2).....	p.4
通	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正 (保医発0521-6, 保医発0531-1).....	p.4
告	厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正 (5/31 告示21)	p.7
事	遺伝子パネル検査の保険適用に係る留意点について (5/31 保険局医療課事務連絡)	p.7
事	「使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部改正等について」の一部訂正 (6/4 保険局医療課事務連絡)	p.7
事	疑義解釈資料の送付 (その15) (6/4 保険局医療課事務連絡)	p.7
告	厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正 (6/28 告示47)	p.8
通	検査料の点数の取扱い (保医発0628-1)	p.8
通	「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正 (保医発0628-4)	p.8
告通事	療担規則等に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等 (7/2 告示57)	p.9
事	「検査料の点数の取扱いについて」の一部訂正 (7/9 保険局医療課事務連絡)	p.9
通	「特定保険医療材料の定義について」の一部改正 (保医発0731-1)	p.9
通	検査料の点数の取扱い (保医発0731-3)	p.9
告	厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正 (7/31 告示72)	p.9
通	「『オンライン診療の適切な実施に関する指針』に関するQ&Aについて」の改訂 (医政発0731-3)	p.10
通	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂 (医政発0731-7)	p.11
告通事	特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準) の一部改正等 (8/19 告示88, 8/30 告示99, 保医発0830-4, 9/11 保険局医療課事務連絡) ..	p.13
通	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正 (保医発0819-10, 保医発0830-4)	p.22
事	疑義解釈資料の送付 (その1) (その16) (8/19, 8/26 保険局医療課事務連絡)	p.23
告通事	酸素及び窒素の価格の一部改正等 (8/30 告示97, 保医発0830-3, 8/30 保険局医療課事務連絡)	p.24
告	療担規則等に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等 (9/3 告示102)	p.26
通	使用薬剤の薬価 (薬価基準) 等の一部改正 (保医発0903-1)	p.26

*以下, “p.00” は, “診療点数早見表 2019年4月増補版” のページ数です。

事

疑義解釈資料の送付 (その13, その14)

平成31年4月3日, 17日
保険局医療課事務連絡

その13 (平成31年4月3日)

(別添) 医科診療報酬点数表関係

【Nudix hydrolase 15 (NUDT15) 遺伝子多型検査】

問1 平成31年2月1日付けで保険適用された「Nudix hydrolase 15 (NUDT15) 遺伝子多型検査」の対象について, 「疑義解釈資料の送付について (その12)」(平成31年2月20日付け医療課事務連絡) 問1において, 「平成31年2月時点では, 難治性の炎症性腸疾患及び急性リンパ性白血病等がこれに該当す

る」とあるが, 現時点では, どのような疾患が該当するのか。

答 チオプリン製剤を使用する疾患のうち, 関連学会の定める治療指針等で治療選択基準及び本検査の結果を踏まえた治療方針が明確に示されているものが該当し, 平成31年3月時点では, 難治性の炎症性腸疾患, 急性リンパ性白血病及び治療抵抗性のリウマチ性疾患〔全身性血管炎 (顕微鏡的多発血管炎, 多発血管炎性肉芽腫症, 結節性多発動脈炎, 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症, 高動脈炎

等), 全身性エリテマトーデス (SLE), 多発性筋炎, 皮膚筋炎, 強皮症, 混合性結合組織病及び難治性リウマチ性疾患) が該当する。

なお, これに伴い, 「疑義解釈資料の送付について (その12)」(平成31年2月20日付け医療課事務連絡) 別添1の問1は廃止する。

【手術】

問2 K879-2 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術の施設基準 (子宮頸がんに限る) にお

ける「関係学会から示されている指針」には、公益社団法人日本産科婦人科学会等が示した「子宮頸癌に対する腹腔鏡下広汎子宮全摘出術に関する指針」（平成31年3月4日）は含まれるか。

答 含まれる。また、当該学会等から示された「子宮頸癌に対する腹腔鏡下広汎子宮全摘出術について」（平成31年1月22日）についても参照すること。

※ 公益社団法人日本産科婦人科学会等が示した指針等

・子宮頸癌に対する腹腔鏡下広汎子宮全摘出術に関する指針

http://www.jsog.or.jp/modules/important/index.php?content_id=6

・子宮頸癌に対する腹腔鏡下広汎子宮全摘出術について

http://www.jsog.or.jp/modules/news_m/index.php?content_id=581

【臨床研究法】

問3 臨床研究法の施行後、同法第2条第2項第2号口に規定する「用法等」と異なる用法等で用いる医薬品等の安全性及び有効性を評価する臨床研究については、特定臨床研究に該当することとなったが、こうした臨床研究の保険診療上の取扱いに変更はあるか。

答 特定臨床研究への該当の有無によって、保険診療上の取扱いに変更が生じることはない。

その14（平成31年4月17日）

（別添）医科診療報酬点数表関係

【重症度、医療・看護必要度Ⅱ】

問1 歯科の入院患者は一般病棟用の重症度・医療、看護必要度Ⅱの評価の対象

となるか。

答 対象とならない。ただし、同一入院中に医科の診療も行う期間については、評価の対象とする。

【持続血糖測定器加算】

問2 C152-2 持続血糖測定器加算における「関連学会の定める適正使用指針」とは何を指すのか。

答 一般社団法人日本糖尿病学会の定める「リアルタイムCGM 適正使用指針」を指す。

問3 C152-2 持続血糖測定器加算における「適切な研修」とは何を指すのか。

答 一般社団法人日本糖尿病学会や一般社団法人日本糖尿病療養指導士認定機構が行うSensored Augmented Pump(SAP)療法やリアルタイム持続グルコース測定(Continuous Glucose Monitoring:リアルタイムCGM)のe-learningを指す。

【手術】

問4 脊椎の同一高位にK134 椎間板摘出術とK142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む）、又は、K134-2 内視鏡下椎間板摘出（切除）術とK131-2 内視鏡下椎弓切除術を一連として実施した場合は、主たる手術の所定点数に従たる手術の所定点数が含まれるか。

答 そのとおり。

【リハビリテーション】

問5 平成31年4月1日以降も、入院中の要介護被保険者等（要支援・要介護認定を受けている者）である患者に対

して、H001の注4の後段、H001-2の注4の後段又はH002の注4の後段に規定する診療料は算定することは可能か。

答 従前のとおり、入院中の要介護被保険者等については、標準的算定日数を超過して月13単位に限り算定することは可能。

問6 入院中の患者以外の患者であって、要介護被保険者等ではない患者に対して、標準的算定日数を超過して疾患別リハビリテーション料を算定することは可能か。

答 従前のとおり算定することは可能。

問7 平成31年3月中にH001の注4の後段及び注5、H001-2の注4の後段及び注5並びにH002の注4の後段及び注5に規定する診療料（以下「維持期・生活期リハビリテーション料」という）を算定していた患者が、4月中に別の施設において介護保険における訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーションを開始した場合、4月、5月及び6月に維持期・生活期リハビリテーション料を算定することは可能か。

答 当該事例の場合、4月、5月及び6月の3月に限り、1月7単位まで算定することは可能。

問8 疾患別リハビリテーション料を算定していない患者に対し、選定療養としてリハビリテーションを実施することは可能か。

答 不可。

通

医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱い

平成31年4月22日
保医発0422第1号

【薬剤】

成分名	標榜薬効 (薬効コード)	主な製品名	リプラチン【注射薬】をFOLFOX療法として「食道癌」に対して投与した場合、当該使用事例を審査上認める。 《留意事項》当該使用例の用法・用量 (1) オキサリプラチン 他の抗悪性腫瘍剤との併用において、通常、成人にはオキサリプラチンとして85mg/m ² （体表面積）を1日1回静脈内に2時間で点滴投与し、少なくとも13日間休業する。これを1サイクルとして投与を繰り返す。 (2) レボホリナートカルシウム・フルオロウラシル 通常、成人にはレボホリナートとして1回200mg/m ² （体表面積）を2時間かけて点滴静脈内注射する。レボホリナートの点滴静脈内注射終了直後にフルオロウラシルとして400mg/m ² （体表面積）を静脈内注射するとともに、フルオロウラシルとして2400mg/m ² （体表面積）を46時間かけて持続静脈内注射する。これを2週間ごとに繰り返す。 なお、年齢、患者の状態などにより適宜減量する。
325 オキサリプラチン②、レボホリナートカルシウム②、フルオロウラシル②（臨床腫瘍2）	(1) オキサリプラチン その他の腫瘍薬(429) (2) レボホリナートカルシウム 解毒剤(392) (3) フルオロウラシル 代謝拮抗剤(422)	(1) オキサリプラチン エルプラット点滴静注液50mg, 同100mg, 同200mg, 他後発品あり (2) レボホリナートカルシウム アイソボリン点滴静注用25mg, 同100mg, 他後発品あり (3) フルオロウラシル 5-FU注250mg, 同1000mg, 他後発品あり	
使用例・留意事項			
原則として、「フルオロウラシル、レボホリナートカルシウム、オキサ			

療担規則等に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等／
使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の一部訂正

平成31年4月26日
告示第242号、保医発0426第3号、
令和1年5月21日
告示第7号、保医発0521第4号
5月31日 保険局医療課事務連絡

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正（告示第242号第1条）

(p.1536 左段 29 行目、下線部を訂正)

第10 厚生労働大臣が定める注射薬等

1 療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤……エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤及びヒドロモルフォン塩酸塩製剤

特掲診療料の施設基準等の一部改正（告示第242号第2条）

(p.357 右段下から30行目、下線部を挿入)

別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬

サリルマブ製剤
デュピルマブ製剤

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正（告示第7号第2条）

(p.1536 左段最下行、下線部を訂正)

第10 厚生労働大臣が定める注射薬等

2 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(1)ハ 新医薬品

コムクロシャンパー 0.05%、カナリア配合錠、アトーゼット配合錠HD、アトーゼット配合錠LD、アイセントレス錠600mg、スージャス配合錠、オデフシイ配合錠、ジェミーナ配合錠（1回の投薬量が30日以内である場合に限り）、トラディアンス配合錠AP、トラディアンス配合錠BP、

メトアナ配合錠HD、メトアナ配合錠LD、ジャルカ配合錠、ピクトルビ配合錠、ロソゼット配合錠HD、ロソゼット配合錠LD、テルルジー 100 エリプタ 14 吸入用及びテルルジー 100 エリプタ 30 吸入用

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等(保医発0426第3号)

(p.364 左段最下行～右段10行目、下線部を訂正)

→在宅悪性腫瘍等患者指導管理料、在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料

(3) (1)及び(2)の鎮痛療法とは、ブプレノフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、フルビプロフェンアキセチル製剤又はヒドロモルフォン塩酸塩製剤を注射又は携帯型ディスプレイポンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はヒドロモルフォン塩酸塩製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスプレイポンプタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。(以下略)

(平31 保医発0426・3)

(p.376 右段下から12行目、下線部を訂正) →薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、……イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤及びヒドロモルフォン塩酸塩製剤 (平31 保医発0426・3)

(p.1537 左段 23 行目の次に挿入)

→揭示事項等告示の一部改正

新医薬品（医薬品医療機器等法第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいう）については、揭示事項等告示第10第2号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日分を限度とする）が適用されるが、揭示事項等告示の改正によって、新たにロソゼット配合錠LD、同配合錠HD、テルルジー 100 エリプタ 14 吸入用、同30吸入用が当該制限の例外とされた。

(令1 保医発0521・4)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等（保医発0528第1号）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の一部訂正（5月31日保険局医療課事務連絡）

(p.1261 右段 15～19 行目、下線部を訂正)

「特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成30年3月5日付け保医発0305第3号）

→外来後発医薬品使用体制加算に関する施設基準

(4) 後発医薬品の規格単位数量の割合を算出する際に除外する医薬品

① 経腸成分栄養剤

エレンタール配合内用剤、エレンタールP乳幼児用配合内用剤、エンシュア・リキッド、エンシュア・H、ツインラインNF配合経腸用液、ラコールNF配合経腸用液、エネーボ配合経腸用液、ラコールNF配合経腸用半固形剤及びイノラス配合経腸用液

(以下略)

(平30 保医発0305・1、令1 保医発0528・1、令1.5.31 事務連絡)

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

平成31年4月26日
保医発0426第1号

(p.883 右段 10 行目に下線部挿入)

→交換用胃瘻カテーテルの定義

【定義】 次のいずれにも該当すること。

① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具 (51) 医療用嚢管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「短期的使用空腸瘻用カテーテル」、「長期的使用空腸瘻用カテーテル」、「短期的使用胃瘻栄養用チューブ」、「長期的使用胃瘻栄養用チューブ」、「空腸瘻栄養用チューブ」、「短期的使用胃瘻用ボタン」、「長期的使用胃瘻用ボタン」、「短期的使用経腸栄養キット」、「長期的使用経腸栄養キット」又は「医薬品投与用長期的使用胃瘻チューブ」である。

「短期的使用胃瘻用ボタン」、「長期的使用胃瘻用ボタン」、「短期的使用経腸栄養キット」、「長期的使用経腸栄養キット」又は「医薬品投与用長期的使用胃瘻チューブ」である。

(p.925 左段 26 行目に下線部挿入)

→内視鏡用粘膜下注入材の定義

次のいずれにも該当すること。

(2) 内視鏡的粘膜切除術を施行する際に病変部位の粘膜下層に注入することにより、その部位に滞留して粘膜層と筋層との間を解離し、粘膜層の隆起を維持して病変部位の切除又は剥離の操作性を向上させるヒアルロン酸ナトリウム溶液又はアルギン酸ナトリウム溶液である。

元号の表記の整理のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示

令和1年5月7日
告示第2号

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第7条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部改正(告示第2号第7条)

(p.1575, 様式第二(一), 下線部を訂正) (p.1576, 様式第二(二)も同様に訂正)

様式第二(一)

診療報酬明細書 (医科入院)												都道府県番号		医療機関コード										
令和 年 月 分												1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
												1	社・国	3	後期	1	単独	1	本入					
												医科	2	公費	4	退職	2	2併	3	六入				
																3	3併	5	家人					
																		給付割合	10 9 8					
																		7	()					
公費負担者番号①												公費負担医療の受給者番号①												
公費負担者番号②												公費負担医療の受給者番号②												
区分												特記事項												
精神 結核 療養												保険医療機関の所在地及び名称												
氏名												1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 . . . 生												
職務上の事由												1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害												

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正

令和1年5月21日
保医発0521第6号, 5月31日
保医発0531第1号

保医発0521第6号(令和1年5月21日)

(p.763左段下から29~19行目, 下線部訂正)

→造血幹細胞採取

K921 造血幹細胞採取の自家移植を行う場合は、K922 造血幹細胞移植を行わなかった場合においても算定できる。また、K921 造血幹細胞採取の同種移植を行う場合は、K922 造血幹細胞移植の同種移植を算定した場合に限り算定できる。

ヒト骨髄由来間葉系幹細胞の投与を予定している患者に対して造血幹細胞採取を行う場合は、K921 造血幹細胞採取(一連につき)の「1」骨髄採取の「ロ」自家移植の場合により算定する。

チサゲンレクルユーセルの投与を予定している患者に対して末梢血単核球の採取を行う場合は、K921 造血幹細胞採取(一連につき)の「2」末梢血幹細胞採取の「ロ」自家移植の場合の所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。

なお、骨髄の採取に係る当該骨髄穿刺を行った場合は、D404 骨髄穿刺及びJ011 骨髄穿刺の所定点数を別に算定できない。

(平30保医発0305-1, 平31保医発0311-1, 令1保医発0521-6)

(p.764左段 25行目の次に挿入)

→造血幹細胞移植

(10) チサゲンレクルユーセルの投与を行う場合は、K922 造血幹細胞移植の「2」末梢血幹細胞移植の「ロ」自家移植の場合の所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。なお、この場合には「注」9に定める規定は適用しない。

(令1保医発0521-6)

保医発0531第1号(令和1年5月31日)

(p.397右段 26行目, 下線部を訂正)

→悪性腫瘍組織検査

(1) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法、シーケンサーシステム等を用いて、(以下略)

(平30保医発0305-1/平30保医発0731-3/平30保医発1130-5, 令1保医発0531-1)

(p.398左段 21行目の次に挿入)

→悪性腫瘍組織検査

(6) 非小細胞肺癌の腫瘍細胞を検体とし、シーケンサーシステムを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的としてEGFR遺伝子検査、ROSI融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査及びALK融合遺伝子検査を併せて実施する場合は、本区分の「注」の「イ」2項目、D006-4 遺伝学的検査の「2」処理が複雑なもの及びN002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「6」ALK融合タンパクの所定点数を合算した点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定できる。

ア 本検査とは別に実施された肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROSI融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査、ALK融合タンパク検査及びALK融合遺伝子検査にかかる費用は別に算定できない。ただし、EGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合には算定できる。

イ 本検査の実施に際し、D006-4 遺伝学的検査の「2」処理が複雑なものの所定点数を準用して算定する場合は、

当該区分の「注」に定める施設基準の規定は適用しない。

(7) 非小細胞肺癌の腫瘍細胞を検体とし、シーケンサーシステムを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的としてEGFR遺伝子検査とALK融合遺伝子検査を併せて実施する場合は、本区分の「イ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)の所定点数とN002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「6」ALK融合タンパクの所定点数を合算した点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定できる。

なお、本検査とは別に実施された肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ALK融合タンパク検査及びALK融合遺伝子検査にかかる費用は別に算定できない。ただし、EGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合には算定できる。

(8) シーケンサーシステムを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として特定の遺伝子の変異の評価を行う際に、包括的なゲノムプロファイルを併せて取得している場合には、包括的なゲノムプロファイルの結果ではなく、目的とする遺伝子変異の結果についてのみ患者に提供すること。また、その場合においては、目的以外の遺伝子の変異にかかる検査結果については患者の治療方針の決定等には用いない。(令1保医発0531-1)

(p.400右段下から21~9行目, 下線部を訂正)

→造血器腫瘍遺伝子検査

(3) BRCA1/2 遺伝子検査は、D006-2 造

血器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分、D006-4 遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なものの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定できる。

ア 転移性又は再発乳癌患者、初発の進行卵巣癌患者の全血を検体とし、PCR法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1 遺伝子及びBRCA2 遺伝子の生殖細胞系列の変異の評価を行った場合に限り算定する。

イ 本検査を乳癌患者に対して実施する場合には、化学療法の実験を5年以上有する常勤医師又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施する。

本検査を卵巣癌患者に対して実施する場合には、化学療法の実験を5年以上有する常勤医師又は産婦人科及び婦人科腫瘍の専門的な研修の経験を合わせて6年以上有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施する。

(以下略)

(平30保医発0531-3、0831-11、令1保医発0531-1)

(p.402 左段最下行の次に挿入)

→遺伝学的検査

(9) 固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ているシーケンサーシステムを用いて、包括的なゲノムプロファイルの取得を行う場合は、本区分の「3」処理が極めて複雑なものの所定点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定できる。

ア 本検査は、標準治療がない固形がん患者又は局所進行若しくは転移が認められ標準治療が終了となった固形がん患者(終了が見込まれる者を含む)であって、関連学会の化学療法に関するガイドライン等に基づき、全身状態及び臓器機能等から、本検査施行後に化学療法の適応となる可能性が高いと主治医が判断した者に対して実施する場合に限り算定できる。

イ 本検査は、「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」(平成29年12月25日健発1225第3号)に基づき、がんゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療連携病院及びそれに準ずる医療機関として指定を受けている保険医療機関で実施する。

ウ 当該医療機関は、がんゲノムプロファイルの解析により得られた遺伝子のシーケンズデータ(FASTQ又はBAM)、解析データ(VCF又はXML)及び臨床情報等を、患者の同

意に基づき、医療機関又は検査会社等からがんゲノム情報管理センター(C-CAT)に提出する。この際、患者に対して書面を用いて説明し、同意の有無について診療録及び(キ)に規定する管理簿等に記載する。また、当該データの二次利用に関しても同様に説明及び管理簿等の記載を行う。なお、これらの手続に当たっては、個人情報保護に係る諸法令を遵守する。

エ C-CATへのデータ提出又はデータの二次利用に係る同意が得られない場合であっても、本検査を実施し、算定することは可能であるが、同意が得られなかった旨を診療録及び管理簿等に記載する。

オ 関連団体が定める「インフォームド・コンセント手順書」を遵守し、患者からの同意取得について適切な手続を確保する。

カ 臨床情報等の提出に当たっては、関連団体が定める「がんゲノム情報レポジトリー 臨床情報収集項目一覧表」に則って提出する。

キ 当該医療機関は、次に掲げる事項を記載した管理簿等を作成し、本検査を実施した全ての患者について管理簿等により管理する。

- ・検査を実施した者の氏名、ID
- ・検体を衛生検査所等に発送した年月日
- ・衛生検査所等からの解析結果の受け取りの有無、及び受け取った年月日
- ・がんゲノム医療中核拠点病院等でエキスパートパネルが実施された年月日
- ・エキスパートパネルから検査結果を受け取った年月日
- ・検査結果を患者に説明した年月日
- ・検査結果を説明した後、C-CAT等からの情報に基づいた、臨床試験又は治験等の新たな治療方針の説明の有無、及び説明した年月日
- ・データ提出及びデータの二次利用に係る患者の同意の有無
- ・C-CATに対してシーケンズデータ、解析データ及び臨床情報等を提出した年月日等

ク 当該医療機関は、患者からの求めに応じて、当該患者のシーケンズデータ(FASTQ又はBAM)及び解析データ(VCF又はXML)等を患者に提供できる体制を整備する。

ケ 本検査の実施に当たっては、シーケンサーシステムを用いた検査の品質・精度の確保のために必要な措置を講ずることとし、シーケンサーシステムを用いた検査に係る適切な第三者認定を受けた保険医療機関で実施する。

なお、本検査を衛生検査所に委託する場合は、同様の第三者認定を受けた衛生検査所にのみ委託する。

コ 抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、特定の遺伝子の変異の評価を行った際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を標準治療の終了後に治療方針の決定の補助に用いる場合には、当該点数は算定できない。

サ 本検査の実施に際しD006-4 遺伝学的検査の点数を準用して算定する場合は、「注」に定める施設基準の規定は適用しない。

(10) 包括的なゲノムプロファイルの結果について、当該検査結果を医学的に解釈するための多職種(がん薬物療法に関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝カウンセリング技術を有する者等)による検討会(エキスパートパネル)での検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明する場合には、本区分の「3」処理が極めて複雑なものの所定点数4回分、D004-2 悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「注」の「ロ」3項目目上及びM001-4 粒子線治療(一連につき)の「注3」の粒子線治療医学管理加算の所定点数を合算したものを準用して、患者1人につき1回に限り算定できる。なお、患者への説明内容について、診療録に記載する。

ア エキスパートパネルの実施に係る費用は準用した点数に含まれる。なお、エキスパートパネルの実施に際しては、以下の点を遵守する。

- ① エキスパートパネルは、「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」(平成29年12月25日健発1225第3号)に基づき、がんゲノム医療中核拠点病院及びそれに準ずる医療機関として指定を受けている保険医療機関で実施する。
- ② エキスパートパネルの構成員については、以下の要件を満たしている。
 - (イ) 構成員の中に、がん薬物療法に関する専門的な知識及び技能を有する診療領域の異なる常勤の医師が、複数含まれている。
 - (ロ) 構成員の中に、遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師が、1名以上含まれている。
 - (ハ) 構成員の中に、遺伝医学に関する専門的な遺伝カウンセリング技術を有する者が、1名以上含まれている。
 - (ニ) 構成員の中に、病理学に関する専門的な知識及び技能を有する常勤の医師が、複数含まれている。

る。

(ホ) 構成員の中に、分子遺伝学及びがんゲノム医療に関する十分な知識を有する専門家が、1名以上含まれている。

(ヘ) 構成員の中に、次世代シーケンサーを用いた遺伝子解析等に必要のバイオインフォマティクスに関する十分な知識を有する専門家が、1名以上含まれている。

(ト) エキスパートパネルにおいて検討を行う対象患者の主治医又は当該主治医に代わる医師は、エキスパートパネルに参加する。

③ エキスパートパネルの構成員については、②の(イ)から(ト)に該当する者がいずれも1名以上出席する。ただし、やむを得ない場合は、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器を用いて参加することで出席とみなすことができる。

④ C-CAT へのデータの提出の同意を得た患者について検討する際には、C-CAT が作成した当該患者に係る調査結果を用いてエキスパートパネルを実施する。

イ 抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、特定の遺伝子の変異の評価を行った際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を標準治療の終了後にエキスパートパネルでの検討を終了上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明する場合にも算定できる。なお、この場合には(9)のAからケまでを満たす。

ウ 当該説明に際し、D006-4 遺伝学的検査の点数を準用して算定する場合は「注1」に定める施設基準の規定は適用しない。

エ 当該説明に際し、M001-4 粒子線治療(一連につき)の「注3」の粒子線治療医学管理加算を準用して算定する場合は当該区分の「注3」に定める施設基準の規定は適用しない。

(令1 保医発 0531-1)

(p.603 右段最下行の次に挿入)

→通院・在宅精神療法

(2) 薬物治療で十分な効果が認められない成人のうつ病に対して、経頭蓋治療用磁気刺激装置による治療を行う場合には「注4」の「ロ」の所定点数を準用して算定する。

ア 本治療を実施する場合は関連学会の定める適正使用指針を遵守する。

イ 既存の抗うつ剤治療を1種類以上使用した経験があるものの、十分な効果が認められない成人のうつ病患者に用

いた場合に限り算定できる。ただし、双極性感情障害、軽症うつ病エピソード、持続気分障害などの軽症例や、精神病症状を伴う重症うつ病エピソード、切迫した希死念慮、緊張病症状、速やかに改善が求められる身体的・精神医学的状态を認めるなどの電気痙攣療法が推奨される重症例を除く。

ウ 関連学会の定める適正使用指針に基づき、適正時間の刺激により治療が行われた場合に算定できる。時間については、治療装置による治療の前後の医師又は看護師によって行われる面接の時間及び治療装置の着脱に係る時間は含まない。なお、当該治療を行った医療機器、行った日時及び刺激した時間について、診療録に記載する。

エ 初回の治療を行った日から起算して6週を限度として、計30回に限り算定できる。また、治療を行った全ての日について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

オ 治療開始前にHAMD17又はHAMD24(ハミルトンうつ病症状評価尺度)による評価を行い、その分析結果及び患者に対する本治療の説明内容を診療録に記載する。

カ 第3週目及び第6週目にHAMD17又はHAMD24による再評価を行い、その内容を診療録に記載する。なお、第3週目の評価において、その合計スコアがHAMD17で7以下、HAMD24で9以下である場合は寛解と判断し当該治療は中止若しくは漸減する。漸減する場合、第4週目は最大週3回、第5週は最大週2回、第6週は最大週1回まで算定できる。また、寛解と判断されず、かつ治療開始前の評価より改善が20%未満の場合には中止する。

キ 本治療は、精神科を標榜している病院であって、うつ病の治療に関し、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有し、本治療に関する所定の研修を修了している常勤の精神科の医師が1名以上配置されている病院で実施する。

ク 本治療は、I003-2 認知療法・認知行動療法1又は2の施設基準及び次のいずれかの施設基準に係る届出を行っている病院で実施する。

(イ) A230-4 精神科リエゾンチーム加算

(ロ) A238-6 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算

(ハ) A238-7 精神科救急搬送患者地域連携受入加算

(ニ) A249 精神科急性期医師配置加算

(ホ) A311 精神科救急入院料

(ヘ) A311-2 精神科急性期治療病棟

入院料

(ト) A311-3 精神科救急・合併症入院料

ケ「注4」の児童思春期精神科専門管理加算の施設基準の規定は適用しない。

(平成30保医発 0305-1、令1保医発 0531-1)

(p.787 右段 20 行目の次に挿入)

→ガンナイフによる定位放射線治療

(4) 薬物療法で十分に効果が得られない本態性振戦に対する、MRガイド下集束超音波治療器による集束超音波治療を行った場合は、本区分、M000 放射線治療管理料(分布図の作成1回につき)の「4」強度変調放射線治療(IMRT)による体外照射を行った場合、M001-4 粒子線治療(一連につき)の「注2」の粒子線治療適応判定加算及び「注3」の粒子線治療医学管理加算の所定点数を合算した点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定できる。

ア 本治療を実施する場合は関連学会の定める適正使用指針を遵守する。

イ 本治療は、振戦の診断や治療に関して、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有し、関連学会が定める所定の研修を修了している常勤の脳神経外科の医師が実施する。なお、その医師の所定の研修修了を証する文書の写しを診療報酬明細書に添付する。

ウ 本治療の実施に際し、M001-4 粒子線治療(一連につき)の「注2」の粒子線治療適応判定加算及び「注3」の粒子線治療医学管理加算の所定点数を準用して算定する場合は、当該区分の「注2」及び「注3」に定める施設基準の規定は適用しない。

(平成30保医発 0305-1、令1保医発 0531-1)

(p.795 左段下から6行目～右段5行目、下線部を訂正)

→免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製

(9) 肺悪性腫瘍(腺癌、扁平上皮癌)が疑われる患者に対して「注2」の加算を算定する場合は、腫瘍が未分化であった場合等HE染色では腺癌又は扁平上皮癌の診断が困難な患者に限り算定することとし、その医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載する。なお、既にD004-2 悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR 遺伝子検査(リアルタイムPCR法)、「ロ」EGFR 遺伝子検査(リアルタイムPCR法以外)、「ヲ」ROSI 融合遺伝子検査又はN005-2 ALK 融合遺伝子標本作製を算定している場合、並びにシーケンサーシステムを用いてEGFR 遺伝子、ROSI 融合遺伝子、BRAF 遺伝子及びALK 融合遺伝子検査を実施している場合には、当該加算

は算定できない。

(平30 保医発 0305-1, 令1 保医発 0531-1)

(p.796 右段 1 行目の次に挿入)

→ HER2 遺伝子標本作製

(3) 乳癌の腫瘍細胞を検体とし、シークエンサーシステムを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として HER2

遺伝子検査を実施する場合にあっては、本区分の「1」単独の場合の所定点数を準用して、患者 1 人につき 1 回に限り算定する。

(4) シークエンサーシステムを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として特定の遺伝子の変異の評価を行う際に、包括的なゲノムプロファイル併せて

取得している場合には、包括的なゲノムプロファイルの結果ではなく、目的とする遺伝子変異の結果についてのみ患者に提供する。また、その場合においては、目的以外の遺伝子の変異にかかる検査結果については患者の治療方針の決定等には用いない。

(平30 保医発 0305-1, 令1 保医発 0531-1)

告

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正

令和1年5月31日
告示第21号

第3 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

(p.1569 左段 23~24 行目を訂正)

3 削除 (経胎盤的抗不整脈薬投与療法)

(p.1569 左段下から5~3行目を訂正)

15 削除 (オクトレオチド皮下注射療法)

(p.1569 右段 7~9 行目を訂正)

18 削除 (FDGを用いたポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影による不明熱の診断)

(p.1569 右段 17~20 行目を訂正)

21 削除 (術前の TS-1 内服投与、パクリタキセル静脈内及び腹腔内投与並びに術後のパクリタキセル静脈内及び腹腔内投与の併用療法)

(p.1569 右段下から4~1行目を訂正)

32 削除 (自己心膜及び弁形成リングを用いた僧帽弁置換術)

事

遺伝子パネル検査の保険適用に係る留意点について

令和1年5月31日
保険局医療課事務連絡

問1 「日本臨床腫瘍学会・日本癌治療学会・日本癌学会合同 次世代シークエンサー等を用いた遺伝子パネル検査に基づくがん診療ガイドランス(第1.0版2017年10月11日)」(以下、「3学会ガイドランス」という)に基づき、遺伝子パネル検査の対象となる患者であって、コンパニオン検査が存在する遺伝子の異常について、当該遺伝子パネル検査を用いて確認された場合、当該遺

伝子異常に係る医薬品投与に際して、改めてコンパニオン検査を用いた遺伝子異常の確認を行う必要があるか。

答 遺伝子パネル検査後に開催されるエキスパートパネルが、添付文書・ガイドライン・文献等を踏まえ、当該遺伝子異常に係る医薬品投与が適切であると推奨した場合であって、主治医が当該医薬品投与について適切であると判断した場合は、改めてコンパニオン検査を行うことな

く当該医薬品を投与しても差し支えない。

なお、この場合の遺伝子パネル検査に用いられる検体は、3学会ガイドランスにおいても「生検等が可能である場合には、遺伝子パネル検査実施のために必要な検体を採取するが、採取困難な場合はこの限りではなく、診断時等の保存検体を使用しても良い」と記載されていることを踏まえ、再生検が困難な場合には、保存検体を使用しても差し支えない。

事

「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」の一部訂正

令和1年6月4日
保険局医療課事務連絡

(p.1069 右段 4~8 行目、下線部を訂正)

→後発医薬品使用体制加算の施設基準

(4) 後発医薬品の規格単位数量の割合を算出する際に除外する医薬品
ア 経腸成分栄養剤

エレンタール配合内用剤、エレンタールP乳幼児用配合内用剤、エンシュア・リキッド、エンシュア・H、ツインラインNF配合経腸用液、ラコールNF配合経腸用液、エネーボ配合経腸用液、ラコ

ールNF配合経腸用半固形剤及びイノラス配合経腸用液(以下略)

(平30 保医発 0305-1, 令1 保医発 0528-1, 令1.6.4 事務連絡)

事

疑義解釈資料の送付(その15)

令和1年6月4日
保険局医療課事務連絡

(別添) 医科診療報酬点数表関係

【FoundationOne® CDx がんゲノムプロファイル、OncoGuide™ NCC オンコパネルシステム】

問1 令和元年6月1日付けで保険適用された FoundationOne® CDx がんゲノムプロファイル及び OncoGuide™ NCC オンコパネルシステムについて、同年5月31日付け改正留意事項通知において、「本検査の実施に当たっては、シークエンサーシステムを用いた検査の品質・精度の確保のために必要な措置を講ずることとし、シークエンサーシステムを用いた検査に係る適切な第

三者認定を受けた保険医療機関で実施すること。なお、本検査を衛生検査所に委託する場合は、同様の第三者認定を受けた衛生検査所にのみ委託すること」とあるが、「適切な第三者認定」とは何を指すか。

答 遺伝子関連検査のうち、特にシークエンサーシステムを用いた検査の精度管理に係る認定をもつ第三者認定である必要があり、現時点では米国病理医協会(CAP)の第三者認定が該当する。なお、今後新たに適切な認定制度が確認されたら改めて周知する予定である。

問2 令和元年6月1日付けで保険適用

された FoundationOne® CDx がんゲノムプロファイル及び OncoGuide™ NCC オンコパネルシステムについて、「遺伝子パネル検査の保険適用に係る留意点について」(令和元年5月31日付け健康局がん・疾病対策課、医薬・生活衛生局医薬審査管理課、医薬・生活衛生局医薬機器審査管理課、保険局医療課事務連絡)のとおり、「日本臨床腫瘍学会・日本癌治療学会・日本癌学会合同 次世代シークエンサー等を用いた遺伝子パネル検査に基づくがん診療ガイドランス(第1.0版2017年10月11日)」(以下「3学会ガイドランス」という)

に基づき、遺伝子パネル検査の対象となる患者であって、当該遺伝子パネル検査によりコンパニオン検査が存在する遺伝子の変異等が確認された場合、当該遺伝子変異等に係る医薬品投与に際して、改めてコンパニオン検査を行い変異等の確認を行う必要があるか。

答 「遺伝子パネル検査の保険適用に係る留意点について」（令和元年5月31日付け健康局がん・疾病対策課、医薬・生活衛生局医薬審査管理課、医薬・生活衛生局医薬機器審査管理課、保険局医療課事務連絡）のとおりである。

遺伝子パネル検査後に開催されるエキスパートパネルが、添付文書・ガイドライン・文献等を踏まえ、当該遺伝子変異等に係る医薬品投与が適切であると推奨した場合であれば、改めてコンパニオン検査を行うことなく当該医薬品を投与しても差し支えない。

なお、遺伝子パネル検査に用いられる検体は、3学会ガイダンスにおいても「生検等が可能である場合には、遺伝子パネル検査実施のために必要な検体を採取するが、採取困難な場合はこの限りではなく、診断時等の保存検体を使用しても良い」と記載されていることを踏まえ、再

生検が困難な場合には、保存検体を使用しても差し支えない。

問3 令和元年6月1日付けで保険適用されたFoundationOne® CDxがんゲノムプロファイル及びOncoGuide™ NCC オンコパネルシステムについて、同年5月31日付け改正留意事項通知において、「関連団体が定める「インフォームド・コンセント手順書」を遵守し、患者からの同意取得について適切な手続を確保すること」及び「臨床情報等の提出にあたっては、関連団体が定める「がんゲノム情報レポジトリ―臨床情報収集項目一覧表」に則って提出すること」とあるが、「関連団体」とは何を指すか。

答 いずれも「がんゲノム医療中核拠点病院等連絡会議」を指す。

問4 令和元年6月1日付けで保険適用されたFoundationOne® CDxがんゲノムプロファイル及びOncoGuide™ NCC オンコパネルシステムについて、同年5月31日付け改正留意事項通知において、「当該医療機関は、患者からの求めに応じて、当該患者のシーケンスタータ（FASTQ又はBAM）及び解析データ（VCF又はXML）等を患者

に提供できる体制を整備すること」とあるが、がんゲノムプロファイリング検査を実施する医療機関が当該データを保有しない場合等、医療機関が当該データ等を患者に提供できない場合はどのような体制を整備すればよいか。

答 医療機関が外部機関等と適切な委託契約を締結した場合は、当該患者ヘデータ等の提供を外部機関等に委託することができる。この場合、医療機関は患者に対して外部機関等から直接データ等が提供されることに係る同意を得ること。

【手術】

問5 人工椎間板を使用して頸椎椎間板を置換した場合の技術料は、何により算定できるか。

答 一般社団法人日本脊椎脊髄病学会及び一般社団法人日本脊椎外科学会が定める「頸椎人工椎間板置換術適正使用基準」に従い、人工椎間板を用いて頸椎椎間板を置換した場合は、K142脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む）「1」前方椎体固定37,240点を準用して算定する。

告

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正

令和1年6月28日
告示第47号

(p.1570 右段 28～31 行目を訂正)

63 削除（マルチプレックス遺伝子パネル検査）

(p.1570 右段下から 10 行目の次に挿入)

71 自家末梢血 CD34 陽性細胞移植による下肢血管再生療法〔下肢閉塞性動脈

硬化症（疼痛又は潰瘍を伴う重症虚血を呈するものであって、維持透析治療を行っているものに限る）〕

通

検査料の点数の取扱い

令和1年6月28日
保医発 0628 第1号

(p.406 左段下から 21～13 行目、下線部を訂正)

→原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法、CLIA法又はCLEIA法により 25-

ヒドロキシビタミンDを測定した場合

骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り、D007 血液化学検査の「30」心筋

トロポニンI、KL-6の所定点数を準用して算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める実施方針を遵守する。

(令1保医発0628・1)

通

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正

令和1年6月28日
保医発 0628 第4号

(p.901 右段 1～2 行目、下線部を訂正)

→人工硬膜の定義

【定義】 次のいずれにも該当すること。

① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「合成人工硬膜」又は「コラーゲン使用吸収性人工硬膜」である。

(p.925 右段 34 行目の次に挿入)

→ヒト自家移植組織の算定

ウ 自家培養表皮（栄養障害型表皮水疱症又は接合部型表皮水疱症に対し使用する場合）

a 調整・移植キットについては、栄養障害型表皮水疱症又は接合部型表皮水

疱症であって、4週間以上持続しているびらん・潰瘍又は潰瘍化と再上皮化を繰り返すびらん・潰瘍に対して、上皮化させることを目的として使用した場合に、一連の治療計画につき同一箇所に対する移植は3回を限度とし、合計50枚を限度として算定する。なお、同一箇所に対して2回以上移植した場合は、その医学的理由と移植箇所、移植回数を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

b 採取・培養キットについては、一連の治療計画の初回治療月に1回に限り算定できる。

c ヒト自家移植組織（自家培養表皮）を栄養障害型表皮水疱症又は接合部型表皮水疱症の治療を目的として使用した場合は、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に症状詳記を添付する。また、複数回に分けて治療することが予定されている場合は、一連の治療計画の内容として以下の事項を摘要欄に記載する。

- 治療開始年月及び治療終了予定年月
- 治療間隔及び回数

エ 自家培養軟骨

（以下略）

告 通

療担規則等に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等／使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正

令和1年7月2日
告示第57号

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正（告示第57号第2条）

(p.1536 左段最下行、下線部を訂正)

第10 厚生労働大臣が定める注射薬等
2 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(1)ハ 新医薬品
コムクロシャンパー 0.05%、カナリア配合錠、アトーゼット配合錠HD、アトーゼット配合錠LD、アイセントレス錠600mg、スージャス配合錠、オデフシィ配合錠、ジェミーナ配合錠（1回の投薬量が30日分以内である場合に限る）、トラディアン

配合錠AP、トラディアン配合錠BP、メトアナ配合錠HD、メトアナ配合錠LD、ジャルカ配合錠、ビクトルビ配合錠、ロソーゼット配合錠HD、ロソーゼット配合錠LD、テルルジー 100 エリプタ 14 吸入用、テルルジー 100 エリプタ 30 吸入用及びシムツーザ配合錠

事

「検査料の点数の取扱いについて」の一部訂正

令和1年7月9日
保険局医療課事務連絡

(p.401 左段5～19行目、下線部を訂正)

→ FLT3 遺伝子検査

ア（略）

イ 本検査は、再発又は難治性の急性骨髄性白血病（急性前骨髄性白血病を除く）

の骨髓液又は末梢血を検体とし、PCR法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、FLT3 遺伝子の縦列重複（ITD）変異及びチロシンキナーゼ（TKD）変

異の評価を行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算定する。

ウ（略）

（平30保医発1130-5、令1.7.9事務連絡）

通

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

令和1年7月31日
保医発0731第1号

(p.908 左段20～28行目、下線部を訂正)

→ペースメーカーの定義

【機能区分の定義】

①～⑩（略）

⑪ トリプルチャンパ（Ⅲ型）・自動調整機能付き：次のいずれにも該当。

ア トリプルチャンパ型（心房及び両心室でセンシング又はペースングを行うものをいう）である。

イ レート応答機能及び上室性頻拍抑制機能を有するものである。

ウ 抗上室性頻拍ペースング治療機能を有

するものである。

エ 胸郭抵抗モニタリング機能を有するものである。

オ 右室同期左室単独ペースング機能及びペースング間隔自動調整機能を有するものである。

通

検査料の点数の取扱い

令和1年7月31日
保医発0731第3号

(p.419 右段下から10行目～最下行、下線部を訂正)

→「37」の（1→3）β-D-グルカン

発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑

われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。

なお、本検査を「20」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「26」のD-アラビ

ニトール、「27」のアスペルギルス抗原、「31」のクリプトコックス抗原半定量又は同定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。（令1保医発0731-3）

告

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正

令和1年7月31日
告示第72号

第2 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療

(p.1567 左段11～36行目、下線部を訂正)

23 CYP2D6 遺伝子多型検査

イ（略）

ロ 施設基準

(1) 保険医療機関が自らその全部を実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

① 主として実施する医師に係る基準
(イ) 専ら小児科に従事し、当該診療科について1年以上の経験を有する。

(ロ) 小児科専門医である。

(ハ) ゴーシェ病の診療経験を有する。

② 保険医療機関に係る基準

(イ) 小児科を標榜している。

(ロ) 実施診療科において、ゴーシェ病の診療経験を有する医師が1名以上配置されている。

(ハ) 薬剤師が配置されている。

(ニ) 臨床検査技師が配置されている。

(ホ) 病床を200床以上有している。

(ヘ) 当該療養を実施する病棟において、1日に看護を行う看護職員の数、常時、入院患者の数が10又はその端数を増すごとに1以上である。ただし、当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数、常時、入院患者の数が本文の規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数、本文の規定にかかわらず、2以上である。

(ト) 当直体制が整備されている。

(チ) 24時間院内検査を実施する体制が整備されている。

(リ) 医療機器保守管理体制が整備されている。

(ヌ) 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催する。

(ル) 医療安全管理委員会が設置されている。

(2) 保険医療機関が他の保険医療機関に対して検体の採取以外の業務を委託して実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

① 主として実施する医師に係る基準

(イ) 専ら小児科に従事し、当該診療科について1年以上の経験を有する。

(ロ) 小児科専門医である。

(ハ) ゴーシェ病の診療経験を有する。

② 保険医療機関に係る基準

- (イ) 小児科を標榜している。
- (ロ) 実施診療科において、ゴースト病の診療経験を有する医師が1名以上配置されている。
- (ハ) 薬剤師が配置されている。
- (ニ) 病床を200床以上有している。
- (ホ) 当該療養を実施する病棟において、1日に看護を行う看護職員の数、常時、入院患者の数が10又はその端数を増すごとに1以上である。ただし、当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、

2以上である。

- (ヘ) 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催する。
- (ト) 医療安全管理委員会が設置されている。

③ 2)に規定する保険医療機関から検体の採取以外の業務を受託する保険医療機関の施設基準

- (1)に規定する施設基準に適合している旨を地方厚生局長等に届け出ている保険医療機関である。

第3 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

(p.1569 左段下から 11～8 行目を訂正)

12 削除 (冠動脈又は末梢動脈に対するカテーテル治療におけるリールガードを用いた造影剤腎症の発症抑制療法)

(p.1569 左段下から 2 行目～最下行を訂正)

16 削除 (アルテプララーゼ静脈内投与による血栓溶解療法)

(p.1570 右段下から 10 行目の次に挿入)

72 不可逆電気穿孔法 [肝細胞がん(肝内における長径3cm以下の腫瘍が3個以下又は長径5cm以下の腫瘍が1個以下あって、肝切除術又はラジオ波焼灼療法による治療が困難であり、かつChild-Pugh分類による点数が9点以下のものに限る)]

通

『「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関するQ&Aについて』の改訂について

令和1年7月31日
医政医発0731第3号

(p.64 右段下から 26 行目～p.65 右段 15 行目、以下のように差し替え)

(本指針の対象)

Q1 本指針は、保険診療のみが対象ですか。

A1 本指針は、保険診療に限らず自由診療におけるオンライン診療についても適用されます。

(基本理念)

Q2 「研究を主目的としたり医師側の都合のみで行ったりしてはならない」とあるが、研究・治験等はしてはいいのですか。

A2 研究を主目的として行う診療は不適切であり、通常の臨床研究等と同様、診療前に研究について患者から同意を得る必要があります。

(医師-患者関係/患者合意)

Q3 患者合意について「医師は、患者がオンライン診療を希望する旨を明示的に確認すること」とあるが、「明示的」とは何ですか。

A3 オンライン診療に関する留意事項の説明がなされた文書等を用いて患者がオンライン診療を希望する旨を書面(電子データを含む)において署名等をしてもらうことを指します。

(適用対象)

Q4 「初診は、原則として直接の対面による診療を行うこと」とあるが、「初診」とはどう定義されますか。

A4 本指針上における「初診」とは、初めて診察を行うことをいいますが、継続的に診察している場合においても、新たな症状等(ただし、既に診断されている疾患から予測された症状等を除く)に対する診察を行う場合や、疾患が治癒した

後又は治療が長期間中断した後に再度同一疾患について診察する場合も、「初診」に含みます。また、オンライン診療時に(予期せず)新たな症状等が生じていることが初めて判明した場合、オンライン受診勧奨に切り替える等の対応をした後に、対面診療を行う必要があります。なお、診療報酬において「初診料」の算定上の取扱いが定められていますが、本指針上における「初診」と、「初診料」を算定する場合とは、必ずしも一致しません。

Q5 「患者がすぐに適切な医療を受けられない状況にある場合など」とは具体的にどのような状況ですか。

A5 離島、へき地等において近隣に対応可能な医療機関がない状況が考えられます。近隣の医療機関に受診が可能である場合は、該当しません。なお、仕事や家庭の事情等は該当しません。

Q6 直接の対面診療を組み合わせないオンライン診療や初診からのオンライン診療が許容され得るものについて、禁煙外来や緊急避妊薬の例外的な処方以外は今後検討されるのですか。

A6 医学の発展やICTの進歩を踏まえ、例示可能なものが他にあるか引き続き議論・検討していく予定です。

Q7 「主に健康な人を対象にした診療であり、対面診療においても一般的に同一医師が行う必要性が低いと認識されている診療」とはどのような診療ですか。

A7 健康診断など疾患の治療を目的としていない診療(診察、診断等)を想定しています。

(診療計画)

Q8 診療計画の2年間の保存はどの時点

を起算点としますか。

A8 2年間の保存の起算点は、オンライン診療による患者の診療が完結した日です。なお、診療録と合わせて5年間保存することが望ましいものです。

(薬剤処方・管理)

Q9 オンライン診療のみで処方すべきでない医薬品の例として勃起不全治療薬等の医薬品が挙げられていますが、禁忌の確認はオンライン診療による問診のみでは不十分ですか。

A9 ED(勃起障害/勃起不全)診療ガイドラインにおいて、心血管・神経学的異常の有無の確認や血糖値・尿の検査を行う必要があるとされており、初診をオンライン診療で行うことは不適切です。処方においても、対面診療における診察の上、勃起不全治療薬等は処方してください。

(診察方法)

Q10 オンライン診療はチャットなどで行うことは可能ですか。

A10 本指針において対面診療の代替として認められているオンライン診療は、「リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段」を採用することにより、対面診療に代替し得る程度のものである必要があるため、チャットなどのみによる診療は認められません。

(患者が看護師等という場合のオンライン診療)

Q11 看護師等が訪問看護を行っている際にオンライン診療が必要なケースについて、診療計画のほか訪問看護指示書に基づき、診療の補助行為を行うとされていますが、訪問看護指示書に盛り込むべき事項はどのような内容が想定されますか。

A11 訪問看護指示書の作成に当たっては、その後オンライン診療の実施が見込まれる場合、訪問看護指示書の「特記すべき留意事項」等に、オンライン診療の診療計画において予測された範囲内で看護師等が行う診療の補助行為を記載することを想定しています。

〈その他〉

Q12 平成 29 年 7 月 14 日付け医政発 0714 第 4 号厚生労働省医政局長通知（以下「平成 29 年医政局長通知」という）において、「直接の対面診療と適切に組み合わせられて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこととされており、直接の対面診療を行った上で、遠隔診療を行わなければならないものではないこと」とされていますが、これは対面診療を 1 回でも行うこととすれば、オンライン診療が初診を含めいつでも行えるという解釈でしょうか。

A12 初診や急病急変患者（以下「初診等」という）については、原則として直接の対面診療を行う必要があるため、対面診療が予定されていればオンライン診療がいつでも実施可能なわけではありません。ただし、患者がすぐに適切な医療を受けられない状況にある場合など（Q5 参照）において、患者のために速やかにオ

ンライン診療による診療を行う必要性が認められるときは、オンライン診療を行う必要性・有効性とそのリスクを踏まえた上で、医師の判断の下、初診等であってもオンライン診療を行うことは許容され得ますが、場合であっても、オンライン診療の後に、原則、直接の対面診療を行う必要があります。

※平成 29 年医政局長通知において、平成 9 年 12 月 24 日付け健政発第 1075 号厚生省健康政策局長通知（以下「平成 9 年遠隔診療通知」という）の「[2 留意事項(1)及び(2)]にかかわらず」とあり、平成 9 年遠隔診療通知の「2 留意事項(1)及び(2)」が原則的な考え方を示しているものです。

Q13 平成 29 年医政局長通知において、「なお、患者側の理由により診療が中断し、結果として遠隔診療のみで診療が実施された場合には、直接の対面診療が行われなくとも直ちに医師法第 20 条等に抵触するものではないこと」とされていますが、これは一般に患者側の自己都合による場合は、直接の対面診療を行うことなく遠隔診療を行うことが可能という解釈でしょうか。

A13 初診等については、原則として直接の対面による診療を行う必要があるた

め、患者側の自己都合などの事情があっても直接の対面診療が必要です。

このお書きは、患者がすぐに適切な医療を受けられない状況にある場合など（Q5 参照）において、初診等でもオンライン診療した後に、患者側の自己都合により結果として対面診療が行われなかった場合に、直ちに医師法第 20 条等に抵触しないことを示したものです。なお、初診等でもオンライン診療ができる場合は限定的なケースに限られ（Q12 参照）、かつ、オンライン診療の後に、原則、直接の対面診療を実施する必要があるものです。

Q14 本指針は、国内に所在する日本の医療機関の医師が、国外に所在する患者にオンライン診療やオンライン受診勧奨を実施する場合にも適用されますか。

A14 国外に所在する患者に対するオンライン診療やオンライン受診勧奨についても、診察・診断・処方等の診療行為は国内で実施されており、医師法、医療法や本指針が適用されます。なお、オンライン診療等の実施に当たっては、患者の所在する国における医事に関する法令等も併せて遵守する必要があると考えられます。

通

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂について

令和 1 年 7 月 31 日
医政発 0731 第 7 号

(p.63 左段 3 行目～p.64 右段 18 行目、
下線部を訂正)

1. オンライン診療の提供に関する事項

(1) 医師—患者関係／患者合意

(略)

(2) 適用対象

① 考え方 (略)

② 最低限遵守する事項

i～iv (略)

v 離島・へき地など医師、医療機関が少ない地域において、地域の患者を診療する医療機関の常勤の医師が 1 人のみであることや非常勤の医師が交代勤務をしていることにより、これらの医師の急病時等に診療を行うことができない時は、代診を立てることが原則であるが、代診を立てられないこと等により当該医療機関の患者の診療継続が困難となる場合において、二次医療圏内における他の医療機関の医師が初診からオンライン診療を行うことは、iv に該当し可能である。ただし、対象となる患者は、診療継続が困難となった医療機関において、既に対面診療を受けたことがある患者であること、当該医療機関は患者からオンライン診療を行うことについて同意を得ること、及びオンライン診療を実施する医療機関

とあらかじめ医療情報を共有することが必要である。なお、この場合においては、オンライン診療の後の対面診療は、既に対面診療を受けている医療機関で実施する。

vi 患者が医師という場合のオンライン診療（以下「D to P with D」という）において、情報通信機器を通じて診療を行う医師は、患者という医師から十分な情報が提供されている場合は、初診であってもオンライン診療を行うことが可能である。

vii 原則として、オンライン診療を行う全ての医師は、直接の対面診療を経た上でオンライン診療を行う。

ただし、在宅診療において在宅療養支援診療所が連携して地域で対応する仕組みが構築されている場合や複数の診療科の医師がチームで診療を行う場合などにおいて、特定の複数医師が関与することについて診療計画で明示しており、いずれかの医師が直接の対面診療を行っている場合は、全ての医師について直接の対面診療が行われていなくとも、これらの医師が交代でオンライン診療を行うこととして差し支えない。ただし、交代でオンライン診療を行う場合は、診療計画に医師名を記

載する。

また、オンライン診療を行う予定であった医師の病欠、勤務の変更などにより、診療計画において予定されていない代診医がオンライン診療を行わなければならない場合は、患者の同意を得たうえで、診療録記載を含む十分な引継ぎを行ってれば、実施することとして差し支えない。

加えて、主に健康な人を対象にした診療でも、対面診療においても一般的な同一医師が行う必要性が低いと認識されている診療を行う場合などにおいても、診療計画での明示と同様の要件の下、特定の複数医師が交代でオンライン診療を行うことが認められる。

viii オンライン診療においては、初診は直接の対面診療を行うこと、直接の対面診療を組み合わせることが原則であるが、以下の診療については、それぞれに記載する例外的な対応が許容される。

・禁煙外来については、定期的な健康診断等が行われる等により疾病を見落とすリスクが排除されている場合であって、治療によるリスクが極めて低いものとして、患者側の利益と不利益を十分に勘案した上で、直接

の対面診療を組み合わせないオンライン診療を行うことが許容され得る。

緊急避妊に係る診療については、緊急避妊を要するが対面診療が可能な医療機関等に係る適切な情報を有さない女性に対し、女性の健康に関する相談窓口等（女性健康支援センター、婦人相談所、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを含む）において、対面診療が可能な医療機関のリスト等を用いて受診可能な医療機関を紹介することとし、その上で直接の対面診療を受診することとする。例外として、地理的要因がある場合、女性の健康に関する相談窓口等に所属する又はこうした相談窓口等と連携している医師が女性の心理的な状態にかんがみて対面診療が困難であると判断した場合においては、産婦人科医又は厚生労働省が指定する研修を受講した医師が、初診からオンライン診療を行うことは許容され得る。ただし、初診からオンライン診療を行う医師は一錠のみの院外処方を行うこととし、受診した女性は薬局において研修を受けた薬剤師による調剤を受け、薬剤師の面前で内服することとする。その際、医師と薬剤師はより確実な避妊法について適切に説明を行う。加えて、内服した女性が避妊の成否等を確認できるよう、産婦人科医による直接の対面診療を約3週間後に受診することを確実に担保することにより、初診からオンライン診療を行う医師は確実なフォローアップを行うこととする。

注 オンライン診療を行う医師は、対面診療を医療機関で行うことができないか、再度確認する。また、オンライン診療による緊急避妊薬の処方希望した女性が性被害を受けた可能性がある場合は、十分に女性の心理面や社会的状況にかんがみながら、警察への相談を促す（18歳未満の女性が受けた可能性がある性被害が児童虐待に当たると思われる場合には児童相談所へ通告する）、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等を紹介すること等により、適切な支援につなげる。さらに、事前に研修等を通じて、直接の対面診療による検体採取の必要性も含め、適切な対応方法について習得しておく。

なお、厚生労働省は、初診からのオンライン診療による緊急避妊薬の処方に係る実態調査を適宜行う。また、研修

を受講した医師及び薬剤師のリストを厚生労働省のホームページに掲載する。

③ 推奨される事項（略）

3) 診療計画

① 考え方（略）

② 最低限遵守する事項

i 医師は、オンライン診療を行う前に、患者の心身の状態について、直接の対面診療により十分な医学的評価（診断等）を行い、その評価に基づいて、次の事項を含む診療計画を定め、2年間は保存する。

- ・オンライン診療で行う具体的な診療内容（疾病名、治療内容等）
- ・オンライン診療と直接の対面診療、検査の組み合わせに関する事項（頻度やタイミング等）
- ・診療時間に関する事項（予約制等）
- ・オンライン診療の方法（使用する情報通信機器等）
- ・オンライン診療を行わないと判断する条件と、条件に該当した場合に直接の対面診療に切り替える旨（情報通信環境の障害等によりオンライン診療を行うことができなくなる場合を含む）
- ・触診等ができないこと等により得られる情報が限られることを踏まえ、患者が診察に対し積極的に協力する必要がある旨
- ・急病急変時の対応方針（自らが対応できない疾患等の場合は、対応できる医療機関の明示）
- ・複数の医師がオンライン診療を実施する予定がある場合は、その医師の氏名及びどのような場合にどの医師がオンライン診療を行うかの明示
- ・情報漏洩等のリスクを踏まえて、セキュリティリスクに関する責任の範囲及びそのとぎれがないこと等の明示

（以下、略）

4) 本人確認

① 考え方（略）

② 最低限遵守する事項

- i 医師が医師免許を保有していることを患者が確認できる環境を整えておく。
- ii 緊急時などに医師、患者が身分確認書類を保持していない等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として、医師と患者双方が身分確認書類を用いてお互いに本人であることの確認を行う。ただし、社会通念上、当然に医師、患者本人であると認識できる状況であった場合には、診療の都度本人確認を行う必要はない。

③ 確認書類の例（略）

5) 薬剤処方・管理

① 考え方（略）

② 最低限遵守する事項

i 現にオンライン診療を行っている疾患の延長とされる症状に対応するために必要な医薬品については、医師の判断により、オンライン診療による処方を可能とするが、患者の心身の状態の十分な評価を行うため、原則として、新たな疾患に対して医薬品の処方を行う場合は、直接の対面診療に基づきなされる。ただし、在宅診療、離島やへき地等、速やかな受診が困難である患者に対して、発症が容易に予測される症状の変化に医薬品を処方することは、その旨を対象疾患名とともにあらかじめ診療計画に記載している場合に限り、認められる。ただし、新たな症状の変化に対しては、その経過を対面診療した際に確認する。

また、重篤な副作用が発現するおそれのある医薬品の処方は特に慎重に行うとともに、処方後の患者の服薬状況の把握に努めるなど、そのリスク管理に最大限努めなければならない。

（以下、略）

6) 診察方法

① 考え方（略）

② 最低限遵守する事項

- i 医師がオンライン診療を行っている間、患者の状態について十分に必要情報が得られていると判断できない場合には、速やかにオンライン診療を中止し、直接の対面診療を行う。
- ii オンライン診療では、可能な限り多くの診療情報を得るために、リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段を採用する。直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には補助的な手段として、画像や文字等による情報のやりとりを活用することは妨げない。ただし、オンライン診療は、文字、写真及び録画動画のみのやりとりで完結してはならない。

なお、オンライン診療の間などに、文字等により患者の病状の変化に直接関わらないことについてコミュニケーションを行うに当たっては、リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を伴わないチャット機能（文字、写真、録画動画等による情報のやりとりを行うもの）が活用され得る。この際、オンライン診療と区別するため、あらかじめチャット機能を活用して伝達し合う事項・範囲を決めておくべきである。

（以下、略）

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正等

令和1年8月19日
告示第88号
8月30日 告示第99号
保医発 0830 第4号
9月11日 保険局医療課事務連絡

告示第88号（令和1年8月19日）

（下線部訂正）

別表

I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という）の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

001 腹膜透析液交換セット

- (1) 交換キット **554 円**
- (2) 回路
 - ① Yセット **884 円**
 - ② APDセット **5,470 円**
 - ③ IPDセット **1,040 円**

002 在宅中心静脈栄養用輸液セット

- (1) 本体 **1,520 円**
- (2) 付属品
 - ① フーバー針 **419 円**
 - ② 輸液バッグ **414 円**

003 在宅寝たきり患者処置用気管切開後留置用チューブ

- (1) 一般型
 - ① カフ付き気管切開チューブ
ア カフ上部吸引機能あり
 - i 一重管 **4,190 円**
 - ii 二重管 **5,840 円**
 - イ カフ上部吸引機能なし
 - i 一重管 **3,800 円**
 - ii 二重管 **6,140 円**
- ② カフなし気管切開チューブ **4,100 円**

- (2) 輪状甲状膜切開チューブ **3,600 円**
- (3) 保持用気管切開チューブ **6,180 円**

004 在宅寝たきり患者処置用膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル

- (1) 2管一般（Ⅰ） **233 円**
- (2) 2管一般（Ⅱ）
 - ① 標準型 **574 円**
 - ② 閉鎖式導尿システム **645 円**
- (3) 2管一般（Ⅲ）
 - ① 標準型 **1,650 円**
 - ② 閉鎖式導尿システム **1,720 円**
- (4) 特定（Ⅰ） **756 円**
- (5) 特定（Ⅱ） **2,090 円**

005 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル

- (1) 経鼻用
 - ① 一般用 **183 円**
 - ② 幼児用
 - ア 一般型 **94 円**
 - イ 非DEHP型 **147 円**
- ③ 経腸栄養用 **1,630 円**
- ④ 特殊型 **2,110 円**
- (2) 腸瘻用 **3,880 円**

006 在宅血液透析用特定保険医療材料（回路を含む）

- (1) ダイアライザー
 - ① I a型（膜面積1.5m²未満） **1,480 円**
 - ② I a型（膜面積1.5m²以上） **1,500 円**
 - ③ I b型（膜面積1.5m²未満） **1,340 円**
 - ④ I b型（膜面積1.5m²以上） **1,520 円**
 - ⑤ II a型（膜面積1.5m²未満） **1,470 円**
 - ⑥ II a型（膜面積1.5m²以上） **1,490 円**
 - ⑦ II b型（膜面積1.5m²未満） **1,630 円**
 - ⑧ II b型（膜面積1.5m²以上） **1,580 円**
 - ⑨ S型（膜面積1.5m²未満） **1,610 円**
 - ⑩ S型（膜面積1.5m²以上） **1,620 円**
 - ⑪ 特定積層型 **5,700 円**
- (2) 吸着型血液浄化器（β₂-ミクログロブリン除去用） **22,000 円**

007 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ

- (1) 化学療法用 **3,300 円**
- (2) 標準型 **3,180 円**
- (3) PCA型 **4,460 円**

008 皮膚欠損用創傷被覆材

- (1) 真皮に至る創傷用 1cm²当たり **6 円**
- (2) 皮下組織に至る創傷用
 - ① 標準型 1cm²当たり **10 円**
 - ② 異形型 1g当たり **35 円**
- (3) 筋・骨に至る創傷用 1cm²当たり **25 円**

009 非固着性シリコンガーゼ

- (1) 広範囲熱傷用 **1,080 円**
- (2) 平坦部位用 **142 円**
- (3) 凹凸部位用 **309 円**

010 水循環回路セット **1,100,000 円**

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く）及びその材料価格

001 血管造影用シースイントロドゥーサーセット

- (1) 一般用 **2,230 円**
- (2) 蛇行血管用 **2,900 円**
- (3) 選択的導入用（ガイディングカテーテルを兼ねるもの） **14,600 円**
- (4) 大動脈用ステントグラフト用 **29,900 円**
- (5) 遠位端可動型 **122,000 円**

002 ダイレーター **2,490 円**

003 動脈圧測定用カテーテル

- (1) 肺動脈圧及び肺動脈楔入圧測定用カテーテル **14,100 円**
- (2) 末梢動脈圧測定用カテーテル **2,140 円**

004 冠状静脈洞内血液採取用カテーテル **3,540 円**

005 サーマダイリユーション用カテーテル

- (1) 一般型
 - ① 標準型 **10,400 円**
 - ア 標準型 **10,400 円**
 - イ 輸液又はペーシングリード用ルーメンあり **18,000 円**

- ② 混合静脈血酸素飽和度モニター機能あり **52,400 円**
- ③ ペーシング機能あり **38,500 円**

(2) 連続心拍出量測定機能あり

- ① 混合静脈血酸素飽和度モニター機能あり **51,200 円**
- ② 混合静脈血酸素飽和度モニター機能なし **46,700 円**
- (3) 一側肺動脈閉塞試験機能あり **74,600 円**

006 体外式連続心拍出量測定用センサー **37,200 円**

007 血管内超音波プローブ

- (1) 標準
 - ① 太径 **68,500 円**
 - ② 細径 **84,200 円**
- (2) バルーン付
 - ① 太径 **173,000 円**
 - ② 細径 **183,000 円**

008 血管内視鏡カテーテル **166,000 円**

009 血管造影用カテーテル

- (1) 一般用 **1,890 円**
- (2) バルーン型（Ⅰ） **13,400 円**
- (3) バルーン型（Ⅱ） **30,900 円**
- (4) 心臓マルチバーパス型 **3,500 円**
- (5) サイジング機能付加型 **3,230 円**

010 血管造影用マイクロカテーテル

- (1) オーバーザワイヤー
 - ① 選択的アプローチ型
 - ア ブレードあり **38,500 円**
 - イ ブレードなし **35,800 円**
 - ② 造影強化型 **30,800 円**
 - ③ デタッチャブルコイル用 **53,400 円**
- (2) フローダイレクト **64,300 円**
- (3) 遠位端可動型治療用 **74,500 円**

011 心臓造影用センサー付カテーテル **113,000 円**

012 血管造影用ガイドワイヤー

- (1) 交換用 **2,450 円**
- (2) 微細血管用 **13,900 円**

013 経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイドワイヤー

- (1) 一般用 **12,500 円**
- (2) 複合・高度狭窄部位用 **16,800 円**

014 冠動脈造影用センサー付ガイドワイヤー

- (1) フローセンサー型 **158,000 円**
- (2) コンビネーション型 **262,000 円**

015 弁拡張用カテーテル用ガイドワイヤー

- (1) ガイドワイヤー **24,400 円**
- (2) 僧帽弁誘導用スタイレット **24,500 円**

016 テクネシウム^{99m}ガス吸入装置用患者吸入セット **5,970 円**

017 3管分離逆送弁付バルーン直腸カテーテル **1,120 円**

018 削除

019 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ

- (1) 化学療法用 **3,300 円**

(2) 標準型	3,180 円	ア 一般型		イ カバーなし	218,000 円
(3) PCA 型	4,460 円	i 軟質型	1,710 円	② 一時留置型	45,600 円
020 プラスチックカニューレ型静脈内留置針		ii 硬質型	1,150 円	035 尿管ステントセット	
(1) 標準型	91 円	イ 抗血栓性	2,950 円	(1) 一般型	
(2) 針刺し事故防止機構付加型	96 円	② 心嚢・縦隔穿刺用	15,500 円	① 標準型	15,300 円
021 中心静脈用カテーテル		③ 肺全摘術後用	35,400 円	② 異物付着防止型	23,800 円
(1) 中心静脈カテーテル		④ 創部用		③ 長期留置型	139,000 円
① 標準型		ア 軟質型	4,650 円	(2) 外瘻用	
ア シングルルーメン	1,790 円	イ 硬質型	4,060 円	① 腎盂留置型	
イ マルチルーメン	7,210 円	⑤ サンプドレイン	2,700 円	ア 標準型	7,900 円
② 抗血栓性型	2,290 円	(2) 受動吸引型		イ 異物付着防止型	42,900 円
③ 極細型	7,490 円	① フィルム・チューブドレイン		② 尿管留置型	2,010 円
④ カフ付き	20,000 円	ア フィルム型	264 円	(3) エンドパイロトミー用	21,600 円
⑤ 酸素飽和度測定機能付き	35,500 円	イ チューブ型	907 円	036 尿道ステント	
⑥ 抗菌型	9,730 円	② 胆管用		(1) 一時留置(交換)型	
(2) 末梢留置型中心静脈カテーテル		ア 胆管チューブ	2,000 円	① 長期留置型	169,000 円
① 標準型		イ 胆嚢管チューブ	12,700 円	② 短期留置型	33,600 円
ア シングルルーメン	1,700 円	ウ 膵管チューブ	5,800 円	037 交換用胃瘻カテーテル	
イ マルチルーメン	7,320 円	030 イレウス用ロングチューブ		(1) 胃留置型	
② 特殊型		(1) 標準型		① バンパー型	
ア シングルルーメン	13,400 円	① 経鼻挿入型	22,500 円	ア ガイドワイヤーあり	21,700 円
イ マルチルーメン	20,900 円	② 経肛門挿入型	42,300 円	イ ガイドワイヤーなし	16,600 円
022 抗悪性腫瘍剤注入用肝動脈塞栓材		(2) スプリント機能付加型	36,200 円	② バルーン型	7,480 円
1mL 当たり	1,240 円	031 腎瘻又は膀胱瘻用材料		(2) 小腸留置型	15,800 円
023 涙液・涙道シリコンチューブ	18,800 円	(1) 腎瘻用カテーテル		038 気管切開後留置用チューブ	
024 脳・脊髄腔用カニューレ		① ストレート型	740 円	(1) 一般型	
(1) 排液用		② マレコ型	6,090 円	① カフ付き気管切開チューブ	
① 皮下・硬膜外用	2,860 円	③ カテーテルステント型	10,200 円	ア カフ上部吸引機能あり	
② 頭蓋内用	6,170 円	④ 腎盂バルーン型	2,290 円	i 一重管	4,190 円
③ 脊髄クモ膜下腔用	12,100 円	(2) 膀胱瘻用カテーテル	3,800 円	ii 二重管	5,840 円
(2) 脳圧測定用	74,900 円	(3) ダイレーター		イ カフ上部吸引機能なし	
025 套管針カテーテル		① シースあり	2,670 円	i 一重管	3,800 円
(1) シングルルーメン		② シースなし	2,140 円	ii 二重管	6,140 円
① 標準型	2,020 円	(4) 穿刺針	1,910 円	② カフなし気管切開チューブ	4,100 円
② 細径穿刺針型	5,150 円	(5) 膀胱瘻用穿孔針	5,820 円	(2) 輪状甲状膜切開チューブ	3,600 円
(2) ダブルルーメン	2,540 円	032 経鼓膜換気チューブ		(3) 保持用気管切開チューブ	6,180 円
(3) 特殊型	48,000 円	(1) 短期留置型	4,010 円	039 膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル	
026 栄養カテーテル		(2) 長期留置型	2,320 円	(1) 2管一般(I)	233 円
(1) 経鼻用		033 経皮的又は経内視鏡的胆管等ドレナ ージ用材料		(2) 2管一般(II)	
① 一般用	183 円	(1) カテーテル	4,600 円	① 標準型	574 円
② 乳幼児用		(2) ダイレーター		② 閉鎖式導尿システム	645 円
ア 一般型	94 円	① シースあり	2,670 円	(3) 2管一般(III)	
イ 非 DEHP 型	147 円	② シースなし	2,140 円	① 標準型	1,650 円
③ 経腸栄養用	1,630 円	(3) 穿刺針	1,910 円	② 閉鎖式導尿システム	1,720 円
④ 特殊型	2,110 円	(4) 経鼻法用ワイヤー	18,800 円	(4) 特定(I)	756 円
(2) 腸瘻用	3,880 円	(5) 経鼻法用カテーテル	7,330 円	(5) 特定(II)	2,090 円
027 気管内チューブ		034 胆道ステントセット		(6) 圧迫止血	4,680 円
(1) カフあり		(1) 一般型		040 人工腎臓用特定保険医療材料(回路 を含む)	
① カフ上部吸引機能あり	2,610 円	① 永久留置型		(1) ダイアライザー	
② カフ上部吸引機能なし	569 円	ア ステント		① Ia型 (膜面積1.5m ² 未満)	1,480 円
(2) カフなし	616 円	i ロング	93,600 円	② Ia型 (膜面積1.5m ² 以上)	1,500 円
028 胃管カテーテル		ii ショート	78,900 円	③ Ib型 (膜面積1.5m ² 未満)	1,340 円
(1) シングルルーメン	89 円	イ デリバリーシステム	25,400 円	④ Ib型 (膜面積1.5m ² 以上)	1,520 円
(2) ダブルルーメン		② 一時留置型		⑤ IIa型 (膜面積1.5m ² 未満)	1,470 円
① 標準型	447 円	ア ステント	4,020 円	⑥ IIa型 (膜面積1.5m ² 以上)	1,490 円
② 特殊型	1,510 円	イ デリバリーシステム	13,200 円	⑦ IIb型 (膜面積1.5m ² 未満)	1,630 円
(3) マグネット付き	6,270 円	(2) 自動装着システム付		⑧ IIb型 (膜面積1.5m ² 以上)	1,580 円
029 吸引留置カテーテル		① 永久留置型		⑨ S型 (膜面積1.5m ² 未満)	1,610 円
(1) 能動吸引型		ア カバーあり	231,000 円	⑩ S型 (膜面積1.5m ² 以上)	1,620 円
① 胸腔用					

① 特定積層型	5,700 円	(1) 骨盤側材料	① 膝蓋骨置換用材料 (I)	34,100 円
(2) ヘモフィルタ	4,590 円	① 白蓋形成用カップ (直接固定型)	② 膝蓋骨置換用材料 (III)	47,600 円
(3) 吸着型血液浄化器 (β ₂ -ミクログロブリン除去用)	22,000 円	ア 標準型	(4) インサート (I)	52,600 円
(4) 持続緩徐式血液濾過器		イ 特殊型	(5) インサート (II)	71,500 円
① 標準型	27,000 円	ウ デュアルモビリティ用	059 オプション部品	
② 特殊型	27,400 円	② 白蓋形成用カップ (間接固定型)	(1) 人工関節用部品	
(5) ヘモダイアフィルター	2,800 円		① 一般オプション部品	19,500 円
041 削除		③ カップ・ライナー一体型 (間接固定型)	② カップサポート	26,700 円
042 緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル		ア カップ・ライナー一体型 (II)	(2) 人工膝関節用部品	
(1) シングルルーメン		イ カップ・ライナー一体型 (III)	① 人工関節用部品 (I)	65,500 円
① 一般型	7,980 円		② 人工関節用部品 (II)	219,000 円
② 交換用	1,870 円	④ ライナー	(3) 人工関節固定強化部品	
(2) ダブルルーメン以上		ア 標準型	① 人工関節固定強化部品 (I)	11,900 円
① 一般型	15,100 円	イ 特殊型	② 人工関節固定強化部品 (II)	15,700 円
② カフ型	42,400 円	ウ デュアルモビリティ対応型	(4) 再建用強化部品	588,000 円
043 削除			(5) 人工股関節用部品	
044 血漿交換用血漿分離器	29,500 円	⑤ デュアルモビリティ化ライナー	① 骨盤用 (I)	204,000 円
045 血漿交換用血漿成分分離器	24,100 円		② 骨盤用 (II)	209,000 円
046 血漿交換療法用特定保険医療材料		(2) 大腿骨側材料	(6) その他の関節固定用材料用部品	204,000 円
(1) 血漿交換用ディスプレイ選択的血漿成分吸着器 (劇症肝炎用)	70,800 円	① 大腿骨ステム (直接固定型)	060 固定用内副子 (スクリュー)	
(2) 血漿交換用ディスプレイ選択的血漿成分吸着器 (劇症肝炎用以外)	83,600 円	ア 標準型	(1) 一般スクリュー (生体用合金 I)	
047 吸着式血液浄化用浄化器 (エンドトキシン除去用)	362,000 円	イ 特殊型	① 標準型	5,970 円
048 吸着式血液浄化用浄化器 (肝性昏睡用又は薬物中毒用)	133,000 円	② 大腿骨ステム (間接固定型)	② 特殊型	7,020 円
049 白血球吸着用材料		③ 大腿骨ステムヘッド	(2) 一般スクリュー (生体用合金 II)	
(1) 一般用	125,000 円	ア 大腿骨ステムヘッド (I)	(3) 一般スクリュー (アルミセラミック)	25,000 円
(2) 低体重者・小児用	128,000 円	イ 大腿骨ステムヘッド (II)	(4) 中空スクリュー・S	17,500 円
050 削除		④ 人工骨頭用	(5) 中空スクリュー・L	24,400 円
051 腹膜透析用接続チューブ	12,900 円	ア モノボラカップ	(6) その他のスクリュー	
052 腹膜透析用カテーテル		イ バイボラカップ (I)	① 標準型	
(1) 長期留置型	96,100 円	ウ バイボラカップ (II)	ア 小型スクリュー (頭蓋骨・顔面・上下顎骨用)	2,970 円
(2) 緊急留置型	827 円	⑤ 大腿骨ネック	② 特殊型	
053 腹膜透析液交換セット		(3) 単純人工骨頭	ア 軟骨及び軟部組織用	
(1) 交換キット	554 円	058 人工膝関節用材料	i 特殊固定用アンカー	33,500 円
(2) 回路		(1) 大腿骨側材料	ii 座金型	21,500 円
① Yセット	884 円	① 全置換用材料 (直接固定型)	イ 圧迫調整固定用・両端ねじ型	
② APDセット	5,470 円	② 全置換用材料 (間接固定型)	i 大腿骨頸部用	78,700 円
③ IPDセット	1,040 円	ア 標準型	ii 一般用	30,900 円
054 腹水濾過器, 濃縮再静注用濃縮器 (回路を含む)	65,300 円	イ 特殊型	ウ 義眼等人工物固定用	23,200 円
055 副鼻腔炎治療用カテーテル	3,220 円	③ 片側置換用材料 (直接固定型)	061 固定用内副子 (プレート)	
056 副木		④ 片側置換用材料 (間接固定型)	(1) ストレートプレート (生体用合金 I・S)	19,600 円
(1) 軟化成形使用型		ア 標準型	(2) ストレートプレート (生体用合金 I・L)	27,400 円
① 手指・足指用	1,450 円	イ 特殊型	(3) ストレートプレート (生体用合金 II・S)	3,560 円
② 上肢用	1,770 円	(2) 脛骨側材料	(4) ストレートプレート (生体用合金 II・L)	8,290 円
③ 下肢用	4,700 円	① 全置換用材料 (直接固定型)	(5) 有角プレート (生体用合金 I)	36,800 円
④ 鼻骨用	1,030 円	ア 標準型	(6) 有角プレート (生体用合金 II)	29,400 円
(2) 形状賦形型		イ 特殊型	(7) 骨端用プレート (生体用合金 I)	
① 手指・足指用	118 円	② 全置換用材料 (間接固定型)	① 標準型	77,000 円
② 上肢用	410 円	③ 片側置換用材料 (直接固定型)	② 内外反変形矯正用 (小児)	87,600 円
③ 下肢用	648 円	④ 片側置換用材料 (間接固定型)		
④ 鼻骨用	5,140 円			
(3) ハローベスト (ベスト部分)	255,000 円	(3) 膝蓋骨材料		
(4) ヒール	370 円			
057 人工股関節用材料				

③ 患者適合型	85,500 円	イ 特殊型	187,000 円	(6) 再建用脛骨表面置換用材料	698,000 円
(8) 骨端用プレート (生体用合金Ⅱ)	30,100 円	(2) 上腕骨側材料		071 カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨	
(9) その他のプレート		① 上腕骨ステム		(1) カスタムメイド人工関節	保険医療機関における購入価格による
① 標準		ア 標準型	284,000 円	(2) カスタムメイド人工骨	
ア 指骨、頭蓋骨、顔面骨、上下顎骨用		イ 特殊型	316,000 円	① カスタムメイド人工骨 (S)	773,000 円
i ストレート型・異形型	11,800 円	② ステムヘッド及びトレイ		② カスタムメイド人工骨 (M)	847,000 円
ii メッシュ型	62,800 円	ア ステムヘッド	214,000 円	(3) カスタムメイドプレート	805,000 円
イ 下顎骨・骨盤再建用	62,300 円	イ トレイ	50,900 円	072 人工骨頭帽	243,000 円
ウ 人工顎関節用	115,000 円	③ スペーサー	100,000 円	073 髄内釘	
エ 頭蓋骨閉鎖用		④ インサート		(1) 髄内釘	
i バーホール型	13,900 円	ア 標準型	33,100 円	① 標準型	138,000 円
ii クランプ型	18,800 円	イ 特殊型	54,300 円	② 大腿骨頸部型	151,000 円
② 特殊		(3) 切換用	40,400 円	③ 集束型	6,710 円
ア 骨延長用	116,000 円	066 人工肘関節用材料		④ 可変延長型	301,000 円
イ スクリュー非使用型	176,000 円	(1) 上腕骨ステム	221,000 円	(2) 横止めスクリュー	
062 大腿骨外側固定用内副子		(2) 尺骨ステム	172,000 円	① 標準型	15,000 円
(1) つばなしプレート	51,300 円	(3) 橈骨側材料	156,000 円	② 大腿骨頸部型	34,000 円
(2) つばつきプレート	92,400 円	(4) コンダイル	25,300 円	③ 特殊型	17,100 円
(3) ラグスクリュー	28,200 円	(5) ペアリング		④ 可変延長型	301,000 円
(4) スライディングラグスクリュー	59,800 円	① 標準型 1セット当たり	163,000 円	(2) 横止めスクリュー	
(5) 圧迫固定スクリュー	7,320 円	② 特殊型 1セット当たり	194,000 円	① 標準型	15,000 円
063 固定用内副子用ワッシャー、ナット類		067 人工手関節・足関節用材料		② 大腿骨頸部型	34,000 円
(1) ワッシャー	2,970 円	(1) 人工手関節用材料		③ 特殊型	17,100 円
〈従来の「064」脊椎固定用材料(1)椎体ワッシャーが同区分に該当する場合〉	(19.10～20.3) 7,740 円	① 橈骨側材料	保険医療機関における購入価格による	(3) ナット	19,800 円
〈従来の「073」髄内釘(3)ワッシャー・ナットが同区分に該当する場合〉	(19.10～20.3) 11,800 円	② 中手骨側材料	上に同じ	(4) 位置情報表示装置 (プローブ・ドリル)	23,400 円
(2) ナット	466 円	③ 一体型	上に同じ	074 固定釘	
064 脊椎固定用材料		(2) 人工足関節用材料		(1) 平面型	16,400 円
(1) 脊椎ロッド	36,600 円	① 脛骨側材料	362,000 円	(2) 立体特殊型	30,700 円
(2) 脊椎プレート		② 距骨側材料	287,000 円	(3) 高位脛骨骨切り用	93,100 円
① 標準型	37,500 円	068 人工指関節用材料		075 固定用金属線	
〈従来の「064」脊椎固定用材料(3)脊椎プレート (L) が同区分に該当する場合〉	(19.10～20.3) 87,900 円	(1) 人工指関節用材料		(1) 金属線	
② バスケット型	42,800 円	① 人工手根中手関節用材料		① ワイヤー	1cm 当たり 16 円
(3) 椎体フック	67,100 円	ア 大菱形骨側材料	149,000 円	② ケーブル	40,700 円
(4) 脊椎スクリュー (固定型)	64,500 円	イ 中手骨側材料	181,000 円	③ バンド	1cm 当たり 242 円
(5) 脊椎スクリュー (可動型)	97,100 円	② その他の人工指関節用材料		(2) 大転子専用締結器	122,000 円
(6) 脊椎スクリュー (アンカー型)	34,600 円	ア 近位側材料	108,000 円	076 固定用金属ピン	
(7) 脊椎コネクター	39,800 円	イ 遠位側材料	93,500 円	(1) 創外固定器用	
(8) トランスバース固定器	62,000 円	ウ 一体型	95,900 円	① 標準型	22,200 円
(9) 椎体ステーブル	37,200 円	エ 人工手根骨用	212,000 円	② 抗緊張ピン	
(10) 骨充填用スペーサー	3,460 円	(2) 人工足指関節用材料		ア 一般型	13,800 円
065 人工肩関節用材料		① 近位側材料	保険医療機関における購入価格による	イ 特殊型	25,600 円
(1) 肩甲骨側材料		② 遠位側材料	上に同じ	(2) 一般用	
① グレノイドコンポーネント		③ 一体型	96,300 円	① 標準型	505 円
ア 標準型	129,000 円	069 上肢再建用人工関節用材料		② リング型	21,100 円
イ 特殊型	144,000 円	(1) 再建用上腕骨近位補綴用材料	409,000 円	〈従来の「075」固定用金属線(2)大転子専用締結器が同区分に該当する場合〉	(19.10～20.3) 73,300 円
② 関節窩ヘッド		(2) 再建用上腕骨遠位補綴用材料	610,000 円	077 人工靱帯	
ア 標準型	158,000 円	(3) 再建用尺骨側材料	473,000 円	(1) 固定器具なし	57,600 円
イ 部分補正型	167,000 円	070 下肢再建用人工関節用材料		(2) 固定器具つき	63,800 円
③ ベースプレート		(1) 再建用白蓋形成カップ	589,000 円	078 人工骨	
ア 標準型	167,000 円	(2) 再建用大腿骨近位補綴用材料	886,000 円	(1) 汎用型	
		(3) 再建用大腿骨遠位補綴用材料	756,000 円	① 非吸収型	
		(4) 再建用大腿骨表面置換用材料		ア 顆粒・ファイラー 1g 当たり	6,390 円
		(5) 再建用脛骨近位補綴用材料	733,000 円	イ 多孔体 1mL 当たり	13,700 円
				ウ 骨形成促進型 1mL 当たり	48,000 円
				エ 形状賦形型 1mL 当たり	15,100 円
				② 吸収型	
				ア 顆粒・ファイラー 1g 当たり	12,900 円
				イ 多孔体	

i 一般型	1mL 当たり	<u>14,300 円</u>	(2) アダプター		<u>35,400 円</u>	発式)		<u>15,400 円</u>
ii 蛋白質配合型	1mL 当たり	<u>14,800 円</u>	087 挿込型脳・脊髄電気刺激装置	(1) 疼痛除去用		(2) 内視鏡の食道静脈瘤結紮セット (連発式)		<u>24,600 円</u>
(2) 専用型				① 4 極用	<u>1,350,000 円</u>	099 組織代用人工繊維布		
① 人工耳小骨		<u>11,500 円</u>		② 8 極用	<u>1,500,000 円</u>	(1) 心血管系用		
② 開頭穿孔術用		<u>9,020 円</u>		③ 16 極以上用	<u>1,740,000 円</u>	① 血管用フェルト・ファブリック		
③ 頭蓋骨・喉頭気管用		<u>40,100 円</u>		④ 16 極用・充電式	<u>1,900,000 円</u>		1cm ² 当たり	<u>133 円</u>
④ 椎弓・棘間用		<u>31,900 円</u>		⑤ 16 極以上用・充電式・体位変換対応型	<u>2,160,000 円</u>	② 心膜シート	1cm ² 当たり	<u>394 円</u>
⑤ 椎体固定用				⑥ 32 極用・充電式	<u>1,880,000 円</u>	③ 心血管修復パッチ一般用	1cm ² 当たり	<u>1,070 円</u>
ア 1 椎体用		<u>152,000 円</u>		(2) 振戦軽減用		④ 心血管修復パッチ小児用	1cm ² 当たり	<u>1,570 円</u>
イ その他		<u>318,000 円</u>		① 4 極用	<u>1,260,000 円</u>	(2) ヘルニア修復・胸壁補強用		
⑥ 骨盤用				② 16 極以上用	<u>1,710,000 円</u>	① 一般	1cm ² 当たり	<u>75 円</u>
ア 腸骨稜用		<u>61,200 円</u>		③ 16 極以上用・充電式	<u>2,130,000 円</u>	② 形状付加型		<u>19,500 円</u>
イ その他		<u>162,000 円</u>		088 脳波測定用頭蓋内電極		③ 腹膜欠損用	1cm ² 当たり	<u>413 円</u>
⑦ 肋骨・胸骨・四肢骨用		<u>30,300 円</u>		(1) 硬膜下電極 (10 極以下)	<u>47,200 円</u>	(3) 臓器欠損補強用	1cm ² 当たり	<u>167 円</u>
⑧ 椎体骨創部閉鎖用				(2) 硬膜下電極 (11 極以上)	<u>89,200 円</u>	(4) 自動縫合器対応用	2 枚 1 組	<u>17,600 円</u>
	1mL 当たり	<u>14,600 円</u>		(3) 深部電極	<u>37,200 円</u>	(5) プレジェクト・チューブ		<u>179 円</u>
⑨ スクリュー併用用				089 涙点プラグ	<u>3,930 円</u>	100 合成吸収性癒着防止材		
	1mL 当たり	<u>14,300 円</u>		090 人工内耳用材料		(1) シート型	1cm ² 当たり	<u>169 円</u>
079 骨セメント				(1) 人工内耳用インプラント (電極及び受信・刺激器)	<u>1,650,000 円</u>	(2) スプレー型	1mL 当たり	<u>7,260 円</u>
(1) 頭蓋骨用	1g 当たり	<u>621 円</u>		(2) 人工内耳用音声信号処理装置		101 皮膚欠損用創傷被覆材		
(2) 人工関節固定用	1g 当たり	<u>306 円</u>		① 標準型	<u>940,000 円</u>	(1) 真皮に至る創傷用	1cm ² 当たり	<u>6 円</u>
(3) 脊椎用	1g 当たり	<u>535 円</u>		② 残存聴力活用型	<u>932,000 円</u>	(2) 皮下組織に至る創傷用		
080 合成吸収性骨片接合材料				(3) 人工内耳用ヘッドセット		① 標準型	1cm ² 当たり	<u>10 円</u>
(1) スクリュー				① マイクロホン	<u>39,000 円</u>	② 異形型	1g 当たり	<u>35 円</u>
① 一般用		<u>60,300 円</u>		② 送信コイル	<u>10,700 円</u>	(3) 筋・骨に至る創傷用	1cm ² 当たり	<u>25 円</u>
② 頭蓋・顎・顔面・小骨用		<u>33,000 円</u>		③ 送信ケーブル	<u>2,740 円</u>	102 真皮欠損用グラフト	1cm ² 当たり	<u>453 円</u>
(2) 中空スクリュー		<u>70,500 円</u>		④ マグネット	<u>7,870 円</u>	103 非固着性シリコンガーゼ		
(3) ストレートプレート		<u>38,300 円</u>		⑤ 接続ケーブル	<u>4,480 円</u>	(1) 広範囲熱傷用		<u>1,080 円</u>
(4) その他のプレート		<u>54,200 円</u>		091 削除		(2) 平坦部位用		<u>142 円</u>
(5) 骨・軟部組織固定用アンカー				092 鼻孔プロテゼ	<u>3,900 円</u>	(3) 凹凸部位用		<u>309 円</u>
		<u>52,400 円</u>		093 人工喉頭		104 ゼラチンスポンジ止血材		<u>1,240 円</u>
(6) ボタン		<u>82,700 円</u>		(1) 音声回復用人工補装具		105 デキストラノマー	1g 当たり	<u>145 円</u>
(7) ワッシャー		<u>17,000 円</u>		① 一般型	<u>9,810 円</u>	106 微線維性コラーゲン	1g 当たり	<u>13,000 円</u>
(8) ピン				② 長期留置型	<u>43,000 円</u>	107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料		<u>28,400 円</u>
① 一般用		<u>39,500 円</u>		(2) 呼吸弁	<u>51,700 円</u>	108 頭・静脈、腹腔シャントバルブ		
② 胸骨・肋骨用		<u>32,900 円</u>		094 気管・気管支ステント		(1) 標準型		
(9) シート・メッシュ型				(1) 一時留置型		① 標準機能		
(15cm ² 以上 25cm ² 未満)		<u>67,400 円</u>		① ストレート型	<u>53,400 円</u>	ア 近位カテーテル		
(10) シート・メッシュ型 (25cm ² 以上)		<u>108,000 円</u>		② Y 字型	<u>53,800 円</u>	i 標準型		<u>22,400 円</u>
(11) 頭蓋骨閉鎖用クランプ				(2) 永久留置型		ii 内視鏡型		<u>43,600 円</u>
① 一般型		<u>39,500 円</u>		① 標準型	<u>146,000 円</u>	イ リザーバー		<u>20,800 円</u>
② 簡易型		<u>19,500 円</u>		② 特殊型	<u>151,000 円</u>	ウ バルブ		
081 脳動脈瘤手術クリップ				095 食道用ステント	<u>127,000 円</u>	i 圧固定式		<u>46,600 円</u>
(1) 標準型		<u>17,500 円</u>		096 胃・食道静脈瘤圧迫止血用チューブ		ii 流量調節・圧可変式		<u>178,000 円</u>
(2) 特殊型		<u>20,200 円</u>		(1) 食道止血用	<u>29,300 円</u>	エ 遠位カテーテル		
082 脳血流遮断用クリップ		<u>7,840 円</u>		(2) 胃止血用	<u>30,300 円</u>	i 標準型		<u>30,800 円</u>
083 脳動脈瘤奇形手術用クリップ				(3) 胃・食道止血用	<u>56,600 円</u>	ii 細径一体型		<u>27,000 円</u>
		<u>6,280 円</u>		097 食道静脈瘤硬化療法用セット		オ コネクタ		
084 人工硬膜				(1) 食道静脈瘤硬化療法用穿刺針	<u>3,920 円</u>	i ストレート		<u>7,630 円</u>
(1) 非吸収型	1cm ² 当たり	<u>828 円</u>		(2) 食道静脈瘤硬化療法用内視鏡固定用バルーン	<u>7,200 円</u>	ii スリーウェイ		<u>12,400 円</u>
(2) 吸収型	1cm ² 当たり	<u>1,290 円</u>		(3) 食道静脈瘤硬化療法用止血バルーン	<u>4,500 円</u>	② 特殊機能		<u>65,300 円</u>
085 脳深部刺激装置用リードセット (4 極用)		<u>135,000 円</u>		(4) 食道静脈瘤硬化療法用ガイドチューブ	<u>34,200 円</u>	(2) ワンピース型		<u>58,300 円</u>
086 脳・脊髄刺激装置用リード神経刺激装置用リード				098 内視鏡の食道静脈瘤結紮セット		(1) シェントバルブ		<u>175,000 円</u>
(1) リードセット				(1) 内視鏡の食道静脈瘤結紮セット (単		(2) 交換用部品		
① 4 極又は 8 極		<u>155,000 円</u>		(1) 内視鏡の食道静脈瘤結紮セット (単		① カテーテル		
② 16 極以上		<u>363,000 円</u>						

ア 腹腔・胸腔用	24,200 円	(1) 植込型除細動器用カテーテル電極 (シングル)	634,000 円	③ ベントカテーテル	
イ 静脈用	25,600 円	(2) 植込型除細動器用カテーテル電極 [マルチ (一式)]	202,000 円	ア 一般型	3,360 円
② コネクタ	4,830 円	(3) アダプター	268,000 円	イ ガス注入型	4,500 円
110 植込型輸液ポンプ	1,420,000 円	(4) 植込型除細動器用カテーテル電極 (皮下植込式)	886,000 円	④ 経皮的挿入用カニューレ	
111 植込型輸液ポンプ用胸腔カテーテル		119 機械弁	779,000 円	ア 一般型	38,600 円
(1) 標準型	72,300 円	120 生体弁		イ 先端強化型	42,100 円
(2) 強化型	89,000 円	(1) 異種大動脈弁	784,000 円	(2) 小児用	
112 ペースメーカー		(2) 異種心膜弁 (I)	547,000 円	① 送脱血カニューレ	
(1) シングルチャンバ		(3) 異種心膜弁 (II)	953,000 円	ア シングル標準	4,770 円
① 標準型	552,000 円	同 (承認番号: 22900BZX00053000)		イ シングル強化	6,940 円
② リード一体型	1,060,000 円	(4) 異種心膜弁 (II) システム (19.10 ~ 20.3)	1,000,000 円	ウ 2段標準	8,640 円
(2) デュアルチャンバ (I型・II型)				エ 2段強化	8,340 円
	580,000 円	121 弁付きグラフト (生体弁)	825,000 円	② 心筋保護用カニューレ	
(3) デュアルチャンバ (III型)	403,000 円	122 人工弁輪		ア ルート	4,070 円
(4) デュアルチャンバ (IV型)	763,000 円	(1) 僧帽弁用	272,000 円	イ コロナリー	6,420 円
(5) トリプルチャンバ (I型)		(2) 三尖弁用	210,000 円	ウ レトロ	19,900 円
① 標準型	1,420,000 円	(3) 僧帽弁・三尖弁兼用	243,000 円	③ ベントカテーテル	
② 極性可変型	1,320,000 円	123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル		ア 一般型	3,510 円
(6) トリプルチャンバ (II型)		(1) 熱アブレーション用		イ ガス注入型	4,500 円
① 単極用又は双極用	1,630,000 円	① 標準型	126,000 円	④ 経皮的挿入用カニューレ	
② 4極用	1,580,000 円	② イリゲーション型	157,000 円	ア 一般型	39,000 円
(7) トリプルチャンバ (III型)		③ バルーン型	505,000 円	イ 先端強化型	43,100 円
① 標準型	1,650,000 円	④ 体外式ベーシング機能付き		注 生体適合性を付加した送脱血カニューレ、心筋保護用カニューレ又はベントカテーテルにあってはそれぞれ材料価格に1,600円を加算し、生体適合性を付加した経皮的挿入用カニューレにあっては材料価格に3,500円を加算する。	
② 自動調整機能付き	1,670,000 円	⑤ 体外式ベーシング機能付き・特殊型	395,000 円	127 人工心肺回路	
113 植込式心臓ペースメーカー用リード		(2) 冷凍アブレーション用		(1) メイン回路	
(1) リード		① バルーン型	649,000 円	① 抗血栓性あり	
① 経静脈リード		② 標準型	148,000 円	ア 成人用	118,000 円
ア 標準型	92,500 円	124 ディスポーザブル人工肺 (膜型肺)		イ 小児用	135,000 円
イ シングルパス VDD リード	293,000 円	(1) 体外循環型 (リザーバー機能あり)		② 抗血栓性なし	
ウ 誤感知防止型	126,000 円	① 一般用	103,000 円	ア 成人用	113,000 円
エ 4極	135,000 円	② 低体重者・小児用	125,000 円	イ 小児用	124,000 円
② 心筋用リード		(2) 体外循環型 (リザーバー機能なし)		(2) 補助循環回路	
ア 単極	93,000 円	① 一般用	78,800 円	① 抗血栓性あり	
イ 双極	115,000 円	② 低体重者・小児用	125,000 円	ア 成人用	69,600 円
(2) アダプター	27,100 円	(3) 補助循環・補助呼吸型		イ 小児用	70,900 円
(3) アクセサリー	3,860 円	① 一般用	141,000 円	② 抗血栓性なし	
114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極		② 低体重者・小児用	153,000 円	ア 成人用	40,400 円
(1) 一時ベーシング型	16,000 円	125 遠心式体外循環用血液ポンプ		イ 小児用	40,400 円
(2) 心臓電気生理学的検査機能付加型		(1) シール型		(3) 心筋保護回路	14,600 円
① 標準型	52,100 円	① 抗血栓性あり	66,900 円	(4) 血液濃縮回路	25,400 円
② 冠状静脈洞型	75,500 円	② 抗血栓性なし	47,000 円	(5) 分離体外循環回路	41,100 円
③ 房室弁輪部型	168,000 円	(2) シールレス型	56,500 円	(6) 個別機能品	
④ 心房内・心室内全域型	403,000 円	126 体外循環用カニューレ		① 貯血槽	9,050 円
⑤ 温度センサー付き	88,200 円	(1) 成人用		② カーディオトミーリザーバー	28,200 円
⑥ 除細動機能付き	218,000 円	① 送脱血カニューレ		③ ハードシエル静脈リザーバー	27,600 円
115 体表ベーシング用電極	4,480 円	ア シングル標準	4,620 円	④ 心筋保護用貯液槽	8,950 円
116 体外式ペースメーカー用心臓植込ワイヤ		イ シングル強化	6,800 円	⑤ ラインフィルター	13,100 円
(1) 単極		ウ 2段標準	8,640 円	⑥ 回路洗浄用フィルター	4,100 円
① 固定機能あり	4,300 円	エ 2段強化	8,190 円	⑦ 血液学的パラメーター測定用セル	
② 固定機能なし	2,510 円	② 心筋保護用カニューレ		ア 標準型	7,390 円
(2) 双極以上	6,500 円	ア ルート	3,950 円	イ ガス分圧センサー付き	
117 植込型除細動器		イ コロナリー	6,200 円		
(1) 植込型除細動器 (III型)		ウ レトロ	19,100 円		
① 標準型	2,880,000 円				
② 皮下植込式電極併用型	3,120,000 円				
(2) 植込型除細動器 (V型)	2,950,000 円				
118 植込型除細動器用カテーテル電極					

⑧ 熱交換器	11,900 円	② 先端開放型	194,000 円	ア 標準型	11,000 円
⑨ 安全弁	4,560 円	(2) 末梢血管用ステントセット		イ 機械式デタッチャブル型	57,100 円
128 バルーンパンピング用バルーンカテ ーテル		① 一般型	175,000 円	ウ 電気式デタッチャブル型	118,000 円
(1) 一般用標準型	161,000 円	② 再狭窄抑制型	233,000 円	エ 水圧式・ワイヤー式デタッチャ ブル型	107,000 円
(2) 一般用末梢循環温存型	135,000 円	(3) PTA バルーンカテーテル		オ 特殊型	146,000 円
(3) 一般用センサー内蔵型	188,000 円	① 一般型		② プッシュャー	16,500 円
(4) 小児用	202,000 円	ア 標準型	37,800 円	③ コイル留置用ステント	466,000 円
129 補助人工心臓セット		イ 特殊型	56,100 円	(12) 汎用型圧測定用プローブ	77,300 円
(1) 体外型		② カutting型	134,000 円	(13) 循環機能評価用動脈カテーテル	29,300 円
① 成人用	3,270,000 円	③ 脳血管攣縮治療用	52,500 円	(14) 静脈弁カッター	
② 小児用		④ 大動脈用ステントグラフト用		① 切開径固定型	24,800 円
ア 血液ポンプ	6,600,000 円	ア 血流遮断型 (胸部及び腹部)	61,900 円	② 切開径変動型	86,700 円
イ 心尖部脱血用カニューレ	1,070,000 円	イ 血流非遮断型 (胸部及び腹部)	66,900 円	③ オーバーザワイヤー型	87,600 円
ウ 心房脱血用カニューレ	721,000 円	⑤ スリッピング防止型	99,000 円	(15) 頸動脈用ステントセット	193,000 円
エ 動脈送血用カニューレ	798,000 円	⑥ 再狭窄抑制型	173,000 円	(16) 狭窄部貫通用カテーテル	44,700 円
オ アクセサリーセット	407,000 円	(4) 下大静脈留置フィルターセット		(17) 下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル	179,000 円
カ ドライビングチューブ	132,000 円	① 標準型	158,000 円	(18) 血管塞栓用プラグ	131,000 円
キ カニューレコネクティングセッ ト	226,000 円	② 特殊型	171,000 円	(19) 交換用カテーテル	18,900 円
ク カニューレエクステンションセ ット	226,000 円	(5) 冠動脈灌流用カテーテル	24,500 円	(20) 体温調節用カテーテル	
(2) 植込型 (非拍動流型)		① 標準型	19,400 円	① 発熱管理型	77,400 円
① 磁気浮上型	18,300,000 円	〈従来の「133」血管内手術用カテー テル(6)オクリュージョンカテーテル② 特殊型が同区分に該当する場合〉	67,600 円	② 体温管理型	85,000 円
② 水循環型	18,900,000 円	(19.10 ~ 20.3)		(21) 脳血管用ステントセット	501,000 円
③ 軸流型	18,900,000 円	② 特殊型	110,000 円	(22) 脳動脈瘤治療用フローダイバーター システム	1,420,000 円
(3) 水循環回路セット	1,100,000 円	(7) 血管内血栓除去用留置カテー テル		134 人工血管	
130 心臓手術用カテーテル		① 一般型	116,000 円	(1) 永久留置型	
(1) 経皮的冠動脈形成術用カテー テル		② 頸動脈用ステント併用型		① 大血管用	
① 一般型	38,900 円	ア フィルター型	186,000 円	ア 分岐なし	
② インフュージョン型	157,000 円	イ 遠位バルーン型	190,000 円	i 標準型	120,000 円
③ パーフュージョン型	146,000 円	ウ 近位バルーン型	160,000 円	ii 特殊型	115,000 円
④ カutting型	122,000 円	(8) 血管内異物除去用カテーテル		イ 1分岐	
⑤ スリッピング防止型	105,000 円	① 細血管用	89,100 円	i 標準型	181,000 円
⑥ 再狭窄抑制型	173,000 円	② 大血管用	43,100 円	ii 特殊型	227,000 円
(2) 冠動脈狭窄部貫通用カテー テル	39,200 円	③ リードロッキングデバイス	91,000 円	ウ 2分岐以上	
(3) 冠動脈用ステントセット		④ リード抜きスネアセット	143,000 円	i 標準型	276,000 円
① 一般型	119,000 円	⑤ 大血管用ローテーションシース	268,000 円	ii 特殊型	289,000 円
② 救急処置型	290,000 円	(9) 血栓除去用カテーテル		エ 腹大動脈分岐用	
③ 再狭窄抑制型	173,000 円	① バルーン付き		i 標準型	138,000 円
④ 生体吸取・再狭窄抑制型	249,000 円	ア 一般型	11,800 円	ii 特殊型	156,000 円
(4) 特殊カテーテル	210,000 円	イ 極細型	15,400 円	② 小血管用	
(5) 弁拡張用カテーテル	151,000 円	ウ ダブルルーメン	18,000 円	ア 標準型	
(6) 心房中隔欠損作成術用カテー テル		② 残存血栓除去用	35,400 円	i 外部サポートあり	1cm当たり 2,590 円
① バルーン型	25,500 円	③ 経皮的血栓除去用	38,200 円	ii 外部サポートなし	1cm当たり 1,960 円
② プレート型	210,000 円	④ 脳血栓除去用		イ セルフシーリング	
131 経皮的心房中隔欠損閉鎖セッ ト	786,000 円	ア ワイヤー型	286,000 円	i ヘパリン非使用型	1cm当たり 4,050 円
132 ガイディングカテーテル		イ 破砕吸引型	450,000 円	ii ヘパリン使用型	1cm当たり 4,240 円
(1) 冠動脈用	11,300 円	ウ 自己拡張型	386,000 円	ウ ヘパリン使用型	
(2) 脳血管用		(10) 塞栓用バルーン		i 外部サポートあり	1cm当たり 3,700 円
① 標準型	21,900 円	① バルーン	60,400 円	ii 外部サポートなし	1cm当たり 2,710 円
② 特殊型	25,000 円	② バルーンデリバリー用カテー テル	71,500 円	エ 特殊型	
③ 高度屈曲対応型	90,300 円	(11) 塞栓用コイル			
④ その他血管用	19,800 円	① コイル			
133 血管内手術用カテーテル					
(1) 経皮的脳血管形成術用カテー テル					
① 先端閉鎖型	136,000 円				

i 外部サポートあり	147 内視鏡用粘膜下注入材	7,820 円	154,000 円
1cm 当たり 3,100 円	148 カプセル型内視鏡		
ii 外部サポートなし	(1) 小腸用	76,500 円	
1cm 当たり 2,240 円	(2) 大腸用	83,200 円	
(2) 一時留置型	149 血管内光断層撮影用カテーテル	140,000 円	
54,500 円			
135 尿路拡張用カテーテル	150 ヒト自家移植組織		
(1) 尿管・尿道用	(1) 自家培養表皮		
40,300 円	① 採取・培養キット	4,460,000 円	
(2) 腎瘻用	② 調製・移植キット 1 枚当たり	154,000 円	
41,600 円	(2) 自家培養軟骨		
136 胆道結石除去用カテーテルセット	① 採取・培養キット用	895,000 円	
(1) 経皮的バルーンカテーテル	② 調製・移植キット	1,270,000 円	
14,200 円	151 デンプン由来吸収性局所止血材		
(2) 経内視鏡バルーンカテーテル	1g 当たり 12,700 円		
① ダブルルーメン	31,300 円		
② トリプルルーメン	35,300 円		
③ 十二指腸乳頭拡張機能付き	64,200 円		
④ 十二指腸乳頭切開機能付き	62,200 円		
(3) 採石用バスケットカテーテル	38,100 円		
(4) 砕石用バスケットカテーテル			
① 全ディスプレイザブル型	42,000 円		
② 一部ディスプレイザブル型	14,900 円		
137 腎・尿管結石除去用カテーテルセット	33,000 円		
138 削除			
139 組織拡張器			
(1) 一般用	32,600 円		
(2) 乳房用	66,000 円		
140 輸血用血液フィルター (微小凝集塊除去用)	2,500 円		
141 輸血用血液フィルター (赤血球製剤用白血球除去用)	2,850 円		
142 輸血用血液フィルター (血小板製剤用白血球除去用)	3,340 円		
143 網膜硝子体手術用材料	26,200 円		
144 両室ベising機能付き植込型除細動器			
(1) 単極又は双極用			
① 標準型	3,680,000 円		
② 自動調整機能付き	4,310,000 円		
(2) 4 極用			
① 標準型	3,990,000 円		
② 自動調整機能付き	4,620,000 円		
145 肝動脈塞栓材	15,400 円		
146 大動脈用ステントグラフト			
(1) 腹部大動脈用ステントグラフト (メイン部分)			
① 標準型	1,320,000 円		
② AUI 型	1,110,000 円		
(2) 腹部大動脈用ステントグラフト (補助部分)	299,000 円		
(3) 胸部大動脈用ステントグラフト (メイン部分)			
① 標準型	1,430,000 円		
② 血管分岐部対応型	2,060,000 円		
(4) 胸部大動脈用ステントグラフト (補助部分)	299,000 円		
(5) 大動脈解離用ステントグラフト (メイン部分)	1,550,000 円		
(6) 大動脈解離用ステントグラフト (補助部分)	344,000 円		
(7) 大動脈解離用ステントグラフト (ベアステント)	894,000 円		
147 内視鏡用粘膜下注入材	7,820 円		
148 カプセル型内視鏡			
(1) 小腸用	76,500 円		
(2) 大腸用	83,200 円		
149 血管内光断層撮影用カテーテル	140,000 円		
150 ヒト自家移植組織			
(1) 自家培養表皮			
① 採取・培養キット	4,460,000 円		
② 調製・移植キット 1 枚当たり	154,000 円		
(2) 自家培養軟骨			
① 採取・培養キット用	895,000 円		
② 調製・移植キット	1,270,000 円		
151 デンプン由来吸収性局所止血材			
1g 当たり 12,700 円			
152 胸郭変形矯正用材料			
(1) 肋骨間用	1,580,000 円		
(2) 肋骨腰椎間用	1,540,000 円		
(3) 肋骨腸骨間用	1,470,000 円		
(4) 固定クリップ (伸張術時交換用)	71,500 円		
(5) 部品連結用			
① 縦型	188,000 円		
② 横型	348,000 円		
153 経皮的動脈閉鎖セット	347,000 円		
154 脳動静脈奇形術前塞栓材	138,000 円		
155 植込型心電図記録計			
(1) 標準型	394,000 円		
(2) 特殊型	451,000 円		
156 合成吸収性硬膜補強材	65,100 円		
157 消化管用ステントセット			
(1) カバーなし	216,000 円		
(2) カバーあり	270,000 円		
158 皮下グルコース測定用電極			
(1) 一般型	6,360 円		
(2) 疼痛軽減・針刺し事故防止機構付加型	6,390 円		
159 局所陰圧閉鎖処置用材料			
1cm ² 当たり 20 円			
160 植込型迷走神経電気刺激装置	1,710,000 円		
161 迷走神経刺激装置用リードセット	187,000 円		
162 経皮的胸腔内リード除去用レーザーシースセット	311,000 円		
163 膀胱尿管逆流症治療用注入材	73,400 円		
164 椎体形成用材料セット	386,000 円		
165 脊椎棘間留置材料	229,000 円		
166 外科用接着用材料			
(1) 標準型 1g 当たり	13,600 円		
(2) 特殊型 1g 当たり	13,800 円		
167 交換用経皮経食道胃管カテーテル	17,200 円		
168 胸腔内超音波プローブ			
(1) 標準型	299,000 円		
(2) 磁気センサー付き	327,000 円		
169 血管造影用圧センサー付材料			
(1) 血管造影用圧センサー付ガイドワイヤー	147,000 円		
(2) 血管造影用圧センサー付カテーテル			
170 輸血用血液フィルター (カリウム除去用)	5,100 円		
171 生体組織接着剤調製用キット	71,800 円		
172 尿道括約筋用補綴材			
(1) カフ	170,000 円		
(2) 圧力調整バルーン	156,000 円		
(3) コントロールポンプ	427,000 円		
173 中心静脈血酸素飽和度測定用プローブ	24,500 円		
174 植込型骨導補聴器			
(1) 音振動変換器	415,000 円		
(2) 接合子付骨導端子	127,000 円		
(3) 骨導端子	66,200 円		
(4) 接合子	70,600 円		
175 脳手術用カテーテル	38,700 円		
176 子宮用止血バルーンカテーテル	18,700 円		
177 心房中隔穿刺針	54,100 円		
178 神経再生誘導材	406,000 円		
179 気管支用充填材	20,100 円		
180 陰圧創傷治療用カートリッジ	19,800 円		
181 人工乳房	72,600 円		
182 経カテーテル人工生体弁セット			
(1) バルーン拡張型人工生体弁セット	4,510,000 円		
(2) 自己拡張型人工生体弁システム	3,740,000 円		
183 血管内塞栓材			
(1) 止血用	9,040 円		
(2) 動脈塞栓療法用	27,600 円		
(3) 動脈化学塞栓療法用	103,000 円		
184 仙骨神経刺激装置	1,010,000 円		
185 オープン型ステントグラフト	1,110,000 円		
186 気管支手術用カテーテル	329,000 円		
187 半導体レーザー用プローブ	235,000 円		
188 削除			
189 ヒト骨格筋由来細胞シート			
(1) 採取・継代培養キット	6,480,000 円		
(2) 回収・調製キット	1,710,000 円		
190 人工中耳用材料			
(1) 人工中耳用インプラント	1,120,000 円		
(2) 人工中耳用音声信号処理装置	649,000 円		
(3) 人工中耳用オプション部品	46,600 円		
191 末梢血管用ステントグラフト			
(1) 標準型	322,000 円		
(2) 長病変対応型	344,000 円		
192 経皮的胆道拡張用バルーンカテーテル	66,100 円		
193 補助循環用ポンプカテーテル	2,620,000 円		
194 人工椎間板	301,000 円		
195 体表面用電場電極	35,900 円		
196 経皮的僧帽弁クリップシステム	2,250,000 円		

注 経皮的僧帽弁クリップシステムのクリップを 2 個以上使用する場合は、追

加する1個当たり償還価格の100分の50に相当する価格を加算する。

197	ガイドワイヤー	1,970円
198	ドレナージカテーテル	5,700円
199	甲状軟骨固定用器具	194,000円
	同(承認番号:22900BZX0040900)	
	(19.10～20.3)	204,000円
200	放射線治療用合成吸収性材料	196,000円
201	臍臓用瘻孔形成補綴材留置システム	502,000円
202	腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット	1cm ² 当たり 24円

Ⅲ 医科点数表の第2章第4部及び別表第2歯科診療報酬点数表(以下「歯科点数表」という)の第2章第4部に規定するフィルム及びその材料価格

規格	1枚当たり材料価格
001	半切 124円
002	大角 118円
003	大四つ切 83円
004	四つ切 64円
005	六つ切 52円
006	八つ切 49円
007	カビネ 38円
008	30cm×35cm 87円
009	24cm×30cm 68円
010	18cm×24cm 46円
011	標準型(3cm×4cm) 29円
012	咬合型(5.7cm×7.6cm, 5.5cm×7.5cm又は5.4cm×7cm) 37円
013	咬翼型(4.1cm×3cm又は2.1cm×3.5cm) 40円
014	オルソパントモ型
	20.3cm×30.5cm 103円
	15cm×30cm 120円
015	小児型
	2.2cm×3.5cm 31円
	2.4cm×3cm 23円
016	間接撮影用フィルム
	10cm×10cm 29円
	7cm×7cm 22円
	6cm×6cm 15円
017	オデルカ用フィルム
	10cm×10cm 33円
	7cm×7cm 22円
018	マンモグラフィー用フィルム
	24cm×30cm 135円
	20.3cm×25.4cm 135円
	18cm×24cm 125円
019	画像記録用フィルム
(1)	半切 226円
(2)	大角 188円
(3)	大四つ切 187円
(4)	B4 150円
(5)	四つ切 135円
(6)	六つ切 120円
(7)	24cm×30cm 145円

Ⅳ～Ⅶ (歯科点数表に規定する材料・略)

Ⅷ 別表第3調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

001	インスリン製剤等注射用ディスプレイポーション	17円
002	削除	
003	ホルモン製剤等注射用ディスプレイポーション	11円
004	腹膜透析液交換セット	
(1)	交換キット 554円	
(2)	回路	
①	Yセット 884円	
②	APDセット 5,470円	
③	IPDセット 1,040円	
005	在宅中心静脈栄養用輸液セット	
(1)	本体 1,520円	
(2)	付属品	
①	フーバー針 419円	
②	輸液バッグ 414円	
006	在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスプレイポーションカテーテル	
(1)	経鼻用	
①	一般用 183円	
②	乳幼児用	
ア	一般型 94円	
イ	非DEHP型 147円	
③	経腸栄養用 1,630円	
④	特殊型 2,110円	
(2)	腸瘻用 3,880円	
007	万年筆型注入器用注射針	
(1)	標準型 17円	
(2)	超微細型 18円	
008	携帯型ディスプレイポーション注入ポンプ	
(1)	化学療法用 3,300円	
(2)	標準型 3,180円	
(3)	PCA型 4,460円	
009	在宅寝たきり患者処置用気管切開後留置用チューブ	
(1)	一般型	
①	カフ付き気管切開チューブ	
ア	カフ上部吸引機能あり	
i	一重管 4,190円	
ii	二重管 5,840円	
イ	カフ上部吸引機能なし	
i	一重管 3,800円	
ii	二重管 6,140円	
②	カフなし気管切開チューブ 4,100円	
(2)	輪状甲状膜切開チューブ 3,600円	
(3)	保持用気管切開チューブ 6,180円	
010	在宅寝たきり患者処置用膀胱留置用ディスプレイポーションカテーテル	
(1)	2管一般(I) 233円	
(2)	2管一般(II)	
①	標準型 574円	
②	閉鎖式導尿システム 645円	
(3)	2管一般(III)	
①	標準型 1,650円	
②	閉鎖式導尿システム 1,720円	

(4)	特定(I)	756円
(5)	特定(II)	2,090円
011	在宅血液透析用特定保険医療材料(回路を含む)	
(1)	ダイアライザー	
①	I a型 (膜面積1.5m ² 未満) 1,480円	
②	I a型 (膜面積1.5m ² 以上) 1,500円	
③	I b型 (膜面積1.5m ² 未満) 1,340円	
④	I b型 (膜面積1.5m ² 以上) 1,520円	
⑤	II a型 (膜面積1.5m ² 未満) 1,470円	
⑥	II a型 (膜面積1.5m ² 以上) 1,490円	
⑦	II b型 (膜面積1.5m ² 未満) 1,630円	
⑧	II b型 (膜面積1.5m ² 以上) 1,580円	
⑨	S型 (膜面積1.5m ² 未満) 1,610円	
⑩	S型 (膜面積1.5m ² 以上) 1,620円	
⑪	特定積層型 5,700円	
(2)	吸着型血液浄化器(β ₂ -ミクログロブリン除去用) 22,000円	

012	皮膚欠損用創傷被覆材	
(1)	真皮に至る創傷用 1cm ² 当たり 6円	
(2)	皮下組織に至る創傷用	
①	標準型 1cm ² 当たり 10円	
②	異形型 1g当たり 35円	
(3)	筋・骨に至る創傷用 1cm ² 当たり 25円	
013	非固着性シリコンガーゼ	
(1)	広範囲熱傷用 1,080円	
(2)	平坦部位用 142円	
(3)	凹凸部位用 309円	
014	水循環回路セット 1,100,000円	

Ⅸ 経過措置

(1) IIの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)第1条の規定による改正前の薬事法(昭和35年法律第145号)第14条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第23条の2の5第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする(編注:表は略、全て各材料の該当箇所に付記)。

(2) IIの規定にかかわらず、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第47号。以下「改正告示」という)による改正前の材料価格基準別表IIに掲げる特定保険医療材料のうち、次の表の旧材料価格基準の欄に掲げる区分に該当する特定保険医療材料が、改正告示による改正後の特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の別表IIに掲げる区分に該当する特定保険医療材料であって次の表の新材料価格基準の欄に掲げる区分に該当するものであるときは、同表の期間の欄に掲げる期間における材料価格は、同表の材料価格の欄に掲

げる材料価格とする（編注：表は略、全て各材料の該当箇所に付記）。

告示第99号(令和1年8月30日)、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正(保医発0830第4号)

別表

Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く)及びその材料価格

(p.917左段下から7行目、本「追補」p.19中段下から7行目)の次に下線部挿入)

133 血管内手術用カテーテル	
(9) 血栓除去用カテーテル	
④ 脳血栓除去用	
エ 直接吸引型	268,000円
(19.10～)	273,000円
同(承認番号 23000BZX00367000)	
(19.9～20.3)	281,000円
(19.10～)	286,000円

(p.919右段下から26行目の次に下線部挿入)

→血管内手術用カテーテルの定義

(10) 血栓除去用カテーテル

【機能区分の定義】

ア～オ(略)

カ 脳血栓除去用

i～iii(略)

iv 直接吸引型：次のいずれにも該当する。

a 脳血栓を除去することを目的として使用するカテーテルである。

b 脳血栓を直接吸引するためのカテーテルであり、脳血栓の吸引を補助するためのワイヤーを有しない。

(p.933左段16行目(本「追補」p.21左段13行目)の次に挿入)

203 横隔神経電気刺激装置	
(1) 電極植込キット	1,240,000円
(19.10～)	1,260,000円
(2) 体外式パルス発生器	606,000円
(19.10～)	617,000円
(3) 接続ケーブル	4,400円
(19.10～)	4,480円

→横隔神経電気刺激装置の算定

- (1) 人工呼吸器に依存する脊髄損傷又は中枢性低換気症候群の患者に対して、呼吸補助を行うことを目的として使用する場合に限り算定できる。
- (2) 当該材料は、関連学会の定める適正使用指針を遵守して使用した場合に限り算定できる。
- (3) 当該材料は、以下のいずれにも該当する医師が使用した場合に限り算定できる。
 - ア 当該材料を使用した腹腔鏡手術を3例以上実施した経験を有する常勤の消化器外科又は小児外科の医師若しくは、その指導下で当該手術を実施する医師である。
 - イ 当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了している。
- (4) H003呼吸器リハビリテーション料の「1」呼吸器リハビリテーション料(I)又は「2」呼吸器リハビリテーション料(II)に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関で実施する。
- (5) 使用する前に、横隔神経伝導試験及びX線透視による横隔膜運動の観察等によって、横隔神経の電気刺激による横隔膜の収縮を確認する。なお、当該材料の算定にあつては、診療報酬明細書の摘要欄に、D239筋電図検査の「2」を実施した日を記載する。

→横隔神経電気刺激装置の定義

【定義】 次のいずれにも該当する。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(2)理学診療器具」であつて、一般的名称が「横隔神経電気刺激装置」である。
- ② 横隔神経の刺激により横隔膜収縮が可能な、人工呼吸器に依存する患者に対する呼吸補助を目的に使用するものである。

【機能区分の考え方】 横隔神経電気刺激装置は、植込型電極セット(1区分)、体外式パルス発生器(1区分)及び接続ケーブル(1区分)の合計3区分に区分する。

【機能区分の定義】

- ① 電極植込キット：横隔膜へ植え込む電極、皮下へ留置する不閃電極、その他電極を植え込むために使用する材料から構成されるものである。
- ② 体外式パルス発生器：横隔膜を収縮させるための電気刺激を発生させる装置である。
- ③ 接続ケーブル：体外式パルス発生器と各電極を接続するために使用するケーブルである。

ルである。

204 経皮的左心耳閉鎖システム

1,470,000円

(19.10～) 1,500,000円

→経皮的左心耳閉鎖システムの算定

- (1) 関連学会の定める適応基準を満たす非弁膜症性心房細動患者に対して、左心耳に起因する血栓塞栓症のリスクを低減する目的で使用した場合に限り算定できる。本品の使用に当たっては、抗凝固療法と本システムを用いた療法とのリスクとベネフィットの比較衡量により、適切と判断される治療方法を選択する。なお、診療報酬明細書の摘要欄に本品を使用する理由及び医学的根拠を詳細に記載する。
- (2) 当該材料は、関連学会の定める適正使用指針を遵守して使用した場合に限り、1回の手術に当たり1個を限度として算定できる。
- (3) 当該材料は、関連学会より認定された保険医療機関で使用した場合に限り算定できる。なお、関連学会より認定された保険医療機関であることを証する文書の写しを診療報酬明細書に添付する。
- (4) 当該材料は、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。なお、その医師の所定の研修修了を証する文書の写しを診療報酬明細書に添付する。
- (5) 当該材料を使用するにあつては、関連学会が行うレジストリに症例情報を登録する。
- (6) 当該材料の使用に伴う合併症について、患者に文書を用いて説明し、及び同意を取得し、当該文書を診療録に保管する。
- (7) 当該材料の留置後6ヶ月間は、手技を実施した保険医療機関で患者の指導管理を行う。

→経皮的左心耳閉鎖システムの定義

次のいずれにも該当する。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嚙管及び体液誘導管」であつて、一般的名称が「心臓内補綴材」である。
- (2) 非弁膜症性心房細動患者に対して、左心耳に起因する血栓塞栓症のリスクを低減する目的で使用するものである。
- (3) デリバリーシステム及びアクセスシステムを含むものである。

通

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正

令和1年8月19日
保医発0819第10号、
8月30日
保医発0830第4号

保医発0819第10号(令和1年8月19日)

(p.91右段下から20～15行目、下線部訂正)

→結核病棟入院基本料

- (2) 結核病棟に入院している結核患者に化学療法を行う際には、日本結核病学会が作成した「院内DOTSガイドライン」を踏まえ、下記の服薬支援計画の作成、

服薬確認の実施、患者教育の実施及び保健所との連携を行っている。当該基準を満たさない場合は、「注2」の特別入院基本料として581点を算定する。(以下略)

(p.97 右段最下行～p.98 左段 6 行目、下線部訂正)

→特定機能病入院基本料

- (2) 結核病棟に入院している結核患者に化学療法を行う際には、日本結核病学会が作成した「院内DOTSガイドライン」を踏まえ、下記の服薬支援計画の作成、服薬確認の実施、患者教育の実施及び保健所との連携を行っている。当該基準を満たさない場合は、A102 結核病棟入院基本料の「注2」の特列入院基本料として **581 点** を算定する。(以下略)

(平30 保医発 0305-1 / 令1 保医発 0819-10)

(p.102 右段 26～27 行目、下線部訂正)

→障害者施設等入院基本料

- (5) 「注5」に規定する特定患者は、特定入院基本料 (**969 点又は 863 点**) を算定する。(以下略)

(平30 保医発 0305-1 / 令1 保医発 0819-10)

(p.211 左段 16～27 行目、下線部訂正)

→特定一般病棟入院料

- (5) 「注7」に規定する点数については、地域包括ケア入院医療管理を行うものとして地方厚生(支)局長に届け出た病室において、急性期治療を経過した患者及び在宅において療養を行っている患者等の受入れ並びに患者の在宅復帰支援等の地域包括ケアシステムを支える医療を提供した場合に、特定一般病棟入院料(地域包括ケア1)として **2,432 点**、特定一

般病棟入院料(地域包括ケア2)として **2,243 点**、特定一般病棟入院料(地域包括ケア3)として **1,983 点**又は特定一般病棟入院料(地域包括ケア4)として **1,773 点**を算定する。

(平30 保医発 0305-1 / 令1 保医発 0819-10)

保医発 0830 第 4 号 (令和 1 年 8 月 30 日)

(p.363 左段 4 行目の次に挿入)

→在宅人工呼吸指導管理料

- (8) 脊髄損傷又は中枢性低換気症候群の患者に対して、呼吸補助を行うことを目的として横膈神経電気刺激装置を使用する場合には、以下のいずれも満たす。

ア 関連学会の定める適正使用指針を遵守して使用する。

イ H003 呼吸器リハビリテーション料の「1」呼吸器リハビリテーション料(I)又は「2」呼吸器リハビリテーション料(II)に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関で使用する。

(平30 保医発 0305-1 / 令1 保医発 0830-4)

(p.375 左段下から 3 行目の次に挿入)

→疼痛等管理用送信器加算

- (1) 人工呼吸器に依存する脊髄損傷又は中枢性低換気症候群の患者に対して、呼吸補助を行うことを目的として横膈神経電気刺激装置を使用する場合には、本区分の所定点数を準用して算定できる。
- (2) 横膈神経電気刺激装置を使用する際に必要なバックアップ用体表不閃電極セット、コネクタホルダ、ストレインリリ

ーフートキット、その他療養に必要な医療材料の費用については、所定点数に含まれる。

(令1 保医発 0830-4)

(p.451 右段 4～7 行目、下線部訂正)

→筋電図検査

- (2) 「2」については、混合神経について、感覚神経及び運動神経をそれぞれ測定した場合には、それぞれを1神経として数える。また、左右の神経は、それぞれを1神経として数える。なお、横膈神経電気刺激装置の適応の判定を目的として実施する場合は、当該検査を電極植込術前に1回に限り算定できる。

(平30 保医発 0305-1 / 令1 保医発 0830-4)

(p.718 左段 13 行目の次に挿入)

→腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術

横膈神経電気刺激装置の電極植込術を行う場合は、本区分の所定点数を準用して算定できる。

(令1 保医発 0830-4)

(p.723 左段下から 5～4 行目、下線部訂正)

→経皮的僧帽弁クリップ術

- (1) 経皮的僧帽弁クリップ術は、経皮的僧帽弁クリップシステムを用いて実施した場合に算定する。
- (2) 左心耳閉鎖デバイスを用いて、左心耳の永久閉鎖を行った場合は、本区分の所定点数を準用して算定する。なお、この場合にあつては、本区分に係る施設基準の規定は適用しない。

(平30 保医発 0305-1 / 令1 保医発 0830-4)

事

疑義解釈資料の送付(その1)(その16)

令和1年8月19日、26日
保険局医療課事務連絡

その1(令和1年8月19日)

(別添1) 医科診療報酬点数表関係

問1 消費税率の引上げに伴い、既に入院している患者に対する差額料やおむつ代の同意書の取扱いについて、「疑義解釈資料の送付について(その2)」(平成26年4月4日付け事務連絡)別添1の問54と同様か。

答 そのとおり。徴収額に変更がある場合は、改めて同意書を取り直す必要がある。なお、選定療養に係る届出等、各厚生局に届け出ている額について、変更がある場合は、改めて届出を行う必要がある(同事務連絡の別添1の問55参照)。

その16(令和1年8月26日)

(別添) 医科診療報酬点数表関係

【FoundationOne® CDx がンゲノムプロファイル、OncoGuide™ NCC オンコパネルシステム】

問1 令和元年6月1日付けで保険適用

された FoundationOne® CDx がンゲノムプロファイル及び OncoGuide™ NCC オンコパネルシステムについて、同年5月31日付け改正留意事項通知において、「エキスパートパネルの実施に係る費用は準用した点数に含まれる」とあるが、患者がある保険医療機関を受診しパネル検査を実施し、別の保険医療機関でエキスパートパネルを実施した場合は、当該エキスパートパネルに係る費用はどのように算定するのか。

答 パネル検査に係る一連の診療報酬は、パネル検査を実施した保険医療機関において算定できる。このうち、別の保険医療機関におけるエキスパートパネルに係る費用については、パネル検査を実施した医療機関とエキスパートパネルを実施した医療機関における相互の合議に委ねる。

問2 令和元年6月1日付けで保険適用された FoundationOne® CDx がンゲノムプロファイル及び OncoGuide™

NCC オンコパネルシステムについて、同年5月31日付け改正留意事項通知において、「C-CAT へのデータの提出の同意を得た患者について検討する際には、C-CAT が作成した当該患者に係る調査結果を用いてエキスパートパネルを実施すること」とあるが、C-CAT へのデータの提出に同意しなかった患者に対してエキスパートパネルを行った際には C-CAT が作成した当該患者に係る調査結果を用いることができないが、その場合でも、パネル検査の検査結果の医学的な検討・治療方針等の患者への説明の際の診療報酬の点数を算定できるのか。

答 算定できる。

問3 令和元年6月1日付けで保険適用された FoundationOne® CDx がンゲノムプロファイル及び OncoGuide™ NCC オンコパネルシステムについて、解析が不能のためプロファイル取得ができなかった場合、再検査に係る費用

は算定できるのか。

答 算定できない。

問4 令和元年6月1日付けで保険適用されたFoundationOne® CDxがんゲノムプロファイル及びOncoGuide™ NCC オンコパネルシステムについて、同年5月31日付け改正留意事項通知において、「包括的なゲノムプロファイルの結果について、当該検査結果を医学的に解釈するための多職種（がん薬物療法に関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝カウンセリング技術を有する者等）による検討会（エキスパートパネル）での検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明する場合には、本区分の「3」処理が極めて複雑なものとの所定点数4回分、D004-2 悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「注」の「口」3項目以上及びM001-4 粒子線治療（一連につき）の「注3」の粒子線治療医学管理加算の所定点数を合算したものを準用して、患者1人につき1回に限り算定

できる」とあるが、

- (1) やむを得ない事情で患者に説明できなかった場合は、当該点数は算定できるのか。
- (2) 患者に対する説明について代理人に説明しても算定可能か。

答 (1) 説明できなかった場合は当該点数を算定できない。

- (2) 患者本人が受診困難な場合など、やむを得ない場合には患者本人の同意を得た上で代理人に説明することで算定できる。ただし、当該患者が説明時点で死亡している場合は、検査結果を治療方針の決定の補助に用いられないため、算定できない。

問5 令和元年6月1日付けで保険適用されたFoundationOne® CDxがんゲノムプロファイル及びOncoGuide™ NCC オンコパネルシステムについて、患者の意思で検査が途中で中止となった場合、検査にかかる費用は患者に請求可能か。

答 「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」（平成17年9月1日保医発第0901002号）に該当する場合

は請求可能である。

問6 令和元年6月1日付けで保険適用されたFoundationOne® CDxがんゲノムプロファイル及びOncoGuide™ NCC オンコパネルシステムについて、同年5月31日付け改正留意事項通知において、「本検査は、標準治療がない固形がん患者又は局所進行若しくは転移が認められ標準治療が終了となった固形がん患者（終了が見込まれる者を含む）であって、関連学会の化学療法に関するガイドライン等に基づき、全身状態及び臓器機能等から、本検査施行後に化学療法の適応となる可能性が高いと主治医が判断した者に対して実施する場合に限り算定できる。」とあるが、

- (1) 標準治療の終了が見込まれる者とはどのような者をさすのか。
- (2) 「本検査施行後」とはいつのことか。

答 (1) 医学的判断に基づき、主治医が標準治療の終了が見込まれると判断した者。

- (2) 検査結果を患者に提供し、結果について説明した後のことを指す。

告 通 事

酸素及び窒素の価格の一部改正等

令和1年8月30日
告示第97号
保医発0830第3号
令和1年8月30日
保険局医療課事務連絡

酸素及び窒素の価格の一部改正（告示第97号）

(p.664右段22行目～p.665左段下から10行目、下線部訂正)

1・2（略）

3 酸素の単価は、当該年度の前年の1月1日から12月31日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価（平成30年1月1日から令和元年9月30日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価については、当該対価に108分の110を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額）を当該酸素の摂氏35度、1気圧における容積（単位リットル）で除して得た額の1銭未満の端数を四捨五入した額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合における単価は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、当該年度の前年において酸素の購入実績がない場合又は第二号に規定する保険医療機関について特別の事情がある場合にあっては、別に定めるところによる。

一 次号に定める地域以外の地域に所在する保険医療機関における酸素の単価イ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれイ及びロに定める額

イ 液体酸素の単価（1）及び（2）に掲げる区分に応じ、それぞれ（1）及び（2）に定める額

（1）（略）

（2）可搬式液化酸素容器（LGC）に係る酸素の単価 **0.32円**（単位リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする）

ロ 酸素ボンベに係る酸素の単価（1）及び（2）に掲げる区分に応じ、それぞれ（1）及び（2）に定める額

（1）大型ボンベに係る酸素の単価 **0.42円**（単位リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする）

（2）小型ボンベに係る酸素の単価 **2.36円**（単位リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする）

二 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島の地域、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島、過疎地域自立促進特別措

置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定により特別豪雪地帯として指定された地域に所在する保険医療機関における酸素の単価 イ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれイ及びロに定める額

イ 液体酸素の単価（1）及び（2）に掲げる区分に応じ、それぞれ（1）及び（2）に定める額

（1）定置式液化酸素貯槽（CE）に係る酸素の単価 **0.29円**（単位リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする）

（2）可搬式液化酸素容器（LGC）に係る酸素の単価 **0.47円**（単位リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする）

ロ 酸素ボンベに係る酸素の単価（1）及び（2）に掲げる区分に応じ、それぞれ（1）及び（2）に定める額

（1）大型ボンベに係る酸素の単価 **0.63円**（単位リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする）

（2）小型ボンベに係る酸素の単価 **3.15円**（単位リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正 (保医発 0830 第 3 号)

(p.665 左段下から 8 行目～p.667 右段 7 行目, 下線部訂正)

一酸素及び窒素の価格

(1) 酸素吸入のほか酸素又は窒素を使用した診療に係る酸素又は窒素の価格は、「酸素及び窒素の価格」(平成 2 年厚生省告示第 41 号)により定められており、その単価(単位 リットル。摂氏 35 度、1 気圧における容積とする)は、次のとおりである。

ア 離島等以外の地域に所在する保険医療機関の場合

液体酸素の単価

定置式液化酸素貯槽(CE)に係る
酸素の単価 1L 当たり **0.19 円**

可搬式液化酸素容器(LGC)に係る
酸素の単価 1L 当たり **0.32 円**

酸素ポンベに係る酸素の単価

大型ポンベに係る酸素の単価
1L 当たり **0.42 円**

小型ポンベに係る酸素の単価
1L 当たり **2.36 円**

イ 離島等に所在する保険医療機関の場合

液体酸素の単価

定置式液化酸素貯槽(CE)に係る
酸素の単価 1L 当たり **0.29 円**

可搬式液化酸素容器(LGC)に係る
酸素の単価 1L 当たり **0.47 円**

酸素ポンベに係る酸素の単価

大型ポンベに係る酸素の単価
1L 当たり **0.63 円**

小型ポンベに係る酸素の単価
1L 当たり **3.15 円**

(2)～(15) (略)

(16) (5), (7)及び(11)に掲げる対価については、平成 30 年 1 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間に医療機関が購入したものの対価については、当該対価に 108 分の 110 を乗じて得た額の 1 円未満の端数を四捨五入した額とする。

(平 30 保医発 0305-1/令 1 保医発 0830-3)

(別紙様式 25)

酸素の購入価格に関する届出書(令和 年度)

1～3 (略)

上記のとおり届出します。

令和 年 月 日

[記載上の注意事項]

1 (略)

2 対価は、実際に購入した価格(消費税を含む)を記載すること。

なお、平成 30 年 1 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間に医療機関が購入

したものについては、当該対価に 108 分の 110 を乗じて得た額の 1 円未満の端数を四捨五入した額とする。

酸素の価格について(8 月 30 日保険局医療課事務連絡)

1 令和元年 10 月 1 日からの酸素の価格について

酸素及び窒素の価格の一部を改正する件(令和元年厚生労働省告示第 97 号)に基づき、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間の算出額に用いる酸素の対価については、平成 30 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価に 108 分の 110 を乗じて得た額となるので、当該保険医療機関の酸素の価格については令和元年 10 月 1 日より変更が生じます。

この変更に伴う作業手順については、以下のとおりとします。

① 令和元年 9 月 30 日時点において保険医療機関等管理システムの「酸素の購入価格算定医療機関一覧表」に登録されている全データを、当課において抽出します。その上で、抽出対象となった保険医療機関の令和元年 10 月 1 日からの酸素の単価(平成 30 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価に 108 分の 110 を乗じて得た額を購入した容積で除して得た額)を算出し、地方厚生(支)局へ保険医療機関等管理システムから出力される「酸素の購入価格算定医療機関一覧表」の Excel 帳票及び PDF 帳票の形式で情報提供いたします。

なお、本作業は保険医療機関等管理システムに登録されているデータを直接変更するものではないためご注意ください。

また、令和元年 9 月 30 日までに保険医療機関等管理システムに登録されているデータについては消費税 8%における購入価格が登録されていることを前提としているため、個別のデータ訂正等には対応できませんのでご注意ください。

② 地方厚生(支)局においては①のデータを基に、令和元年 10 月 1 日からの当該保険医療機関の酸素の価格を審査支払機関及び保険者に情報提供をお願いいたします。

③ 令和元年 10 月 1 日以降に保険医療機関より届出が提出された場合や個別のデータ訂正等につきましては、地方厚生(支)局において保険医療機関等管理システムに登録し帳票を出力する等ご対応をお願いいたします。

2 令和 2 年度の酸素の価格について

酸素及び窒素の価格の一部を改正する件(令和元年厚生労働省告示第 97 号)に基づき、令和 2 年度の算出額に用いる酸素の対

価のうち、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価については、当該額に 108 分の 110 を乗じて得た額とする必要があります。令和元年 9 月 30 日までの額と同年 10 月 1 日以降の額の取扱いが異なることとなりますので、ご留意ください。

3 保険医療機関へのお知らせについて

令和元年 10 月以降の診療分のレセプト請求に関して混乱が生じないよう、以下の内容について HP での掲載等により周知徹底を改めてお願いいたします。

- ① 令和元年 10 月 1 日から酸素の価格が変更になること。
- ② 酸素の単価の上限額も改正されていること。
- ③ 令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間及び令和 2 年度の酸素の価格に関する届出においては、平成 30 年 1 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間について当該保険医療機関が購入した酸素の対価に 108 分の 110 を乗じて得た額として届出すること。

(参考 1) 令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間及び令和 2 年度の算出額に用いる、平成 30 年 1 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間に係る酸素の単価の計算式

酸素の単価^(※2) =

保険医療機関が購入した
酸素の対価 × 110 / 108^(※1)

保険医療機関が購入した容積^(※3)

(※1) 1 円未満の額を四捨五入した額

(※2) 1 銭未満の額を四捨五入した額

(※3) 酸素の摂氏 35 度、1 気圧における容積(単位 リットル)

(参考 2) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)(抄)別添 1 の第 2 章第 9 部 J201

(11) 保険医療機関は、当該年の 4 月 1 日以降の診療に係る費用の請求に当たって用いる酸素の単価並びにその算出の基礎となった前年の 1 月から 12 月までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価及び当該購入した酸素の容積を別紙様式 25 により、当該年の 2 月 15 日までに地方厚生(支)局長に届け出るものとする。ただし、(7)の A 又は I の方法によって酸素の購入単価を算出している場合にあっては、随時(当該年度内において算出した購入単価に 30% を超える変動があった場合を含む)地方厚生(支)局長に届け出るものとする。

療担規則等に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等

令和1年9月3日
告示第102号療担規則及び薬担規則並びに療担基準に
基づき厚生労働大臣が定める揭示事項
等の一部改正（告示第102号第3条）〔p.1536左段29行目、（本「追補」p.3、告
示第242号第1条の一部改正に加え）下線
部を訂正〕

第10 厚生労働大臣が定める注射薬等

1 療担規則第20条第2号ト及び療担基
準第20条第3号トの厚生労働大臣が定
める保険医が投与することができる注

射薬

インスリン製剤……イカチバント製剤、
サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒド
ロモルフォン塩酸塩製剤及びインスリン・
グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニス
ト配合剤特掲診療料の施設基準等の一部改正（告
示第102号第4条）

〔p.357右段下から30行目の次に、（本「追補」

p.3、告示第242号第2条の一部改正に加え）
下線部を挿入〕別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇
注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定
器加算及び注入器用注射針加算に規定す
る注射薬

：

デュピルマブ製剤

インスリン・グルカゴン様ペプチド-1
受容体アゴニスト配合剤

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正

令和1年9月3日
保医発0903第1号〔p.376右段下から12行目、（本「追補」p.3、
〔保医発0426・3〕の訂正に加え）下線部を
訂正〕

→薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に
限り投与することができる。

【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、……サリルマブ製剤、

デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸
塩製剤及びインスリン・グルカゴン様ペ
プチド-1受容体アゴニスト配合剤

（令1保医発0903-1）

※ 2019年10月の消費税改定による新点数（「診療報酬の算定方法の一部改正」令和1年8月19日告示第85号）は、
本書（2019年4月増補版）に併記してあるとおりです。